

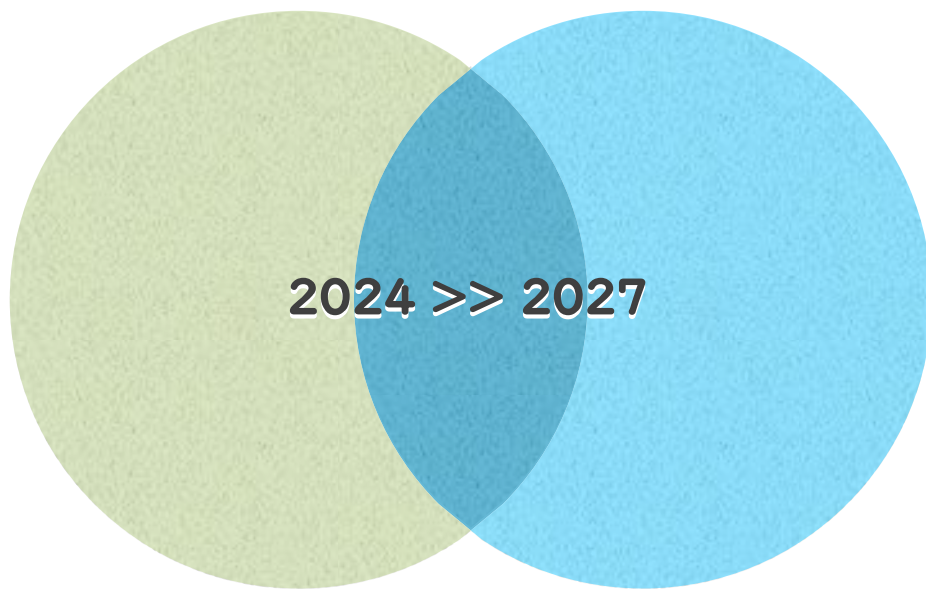
三鷹市

交通総合計画

2027

【資料編】

いきいきとしたまちをつくる
持続可能で安全・快適な交通ネットワークの構築
～交通福祉の環境づくりを目指して～

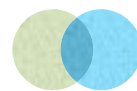


2025(令和7)年3月

三鷹市



目 次



1. 計画の策定経過及び体制	1
1-1 計画の策定経過	2
1-2 計画の策定体制	3
2. 交通を取り巻く現状	11
2-1 三鷹市の地域特性	12
2-2 公共交通の現状	24
2-3 自転車交通の現状	32
2-4 自転車走行空間の安全性確保	44
3. 実態・ニーズ把握調査	51
3-1 アンケート調査	52
3-2 関係者ヒアリング	92

Ⅰ. 計画の策定経過及び体制

1-1 計画の策定経過

	実施時期	実施項目	実施内容・開催内容
課題整理	令和6年6月	現状整理・課題検討	
	令和6年7月	アンケート調査	・市民アンケート
	令和6年10～11月	関係者ヒアリング	・路線バス事業者 ・タクシー事業者 ・その他関係者
基本的な考え方	令和6年7月26日	三鷹市地域公共交通活性化協議会	
	令和6年8月21日	三鷹市交通安全推進協議会	
1次案	令和6年10月25日	三鷹市地域公共交通活性化協議会	
2次案	令和6年12月26日	三鷹市地域公共交通活性化協議会	
	令和7年1月6日～27日	パブリックコメント	
最終案	令和7年2月13日	三鷹市交通安全推進協議会	
	令和7年3月21日	三鷹市地域公共交通活性化協議会	

1-2 計画の策定体制

(1) 三鷹市地域公共交通活性化協議会

①三鷹市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(令和6年12月時点)

	所属名	委員
1	東京都市大学	西山 敏樹
2	東京都市大学	諫川 輝之
3	東京都市大学	稲垣 具志
4	三鷹市井の頭地区住民協議会	前田 吉春
5	三鷹市大沢住民協議会	大塚 英子
6	三鷹市老人クラブ連合会	若林 誠一
7	三鷹市障がい者福祉懇談会	瀧澤 勤
8	公募市民	月永 桃子
9		倉方 慶明
10	一般社団法人東京バス協会	富樫 秀樹
11	小田急バス株式会社	古谷 弘文
12	小田急バス労働組合	前田 純
13	京王バス株式会社	三浦 裕介
14	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 武蔵野・三鷹支部	千田 裕
15	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	小池 毅
16	東日本旅客鉄道株式会社	飯島 正勝
17	京王電鉄株式会社	濁澤 雅
18	特定非営利活動法人みたかハンディキャブ	加持 真人
19	全国自動車交通労働組合総連合東京地方連合会	月村 隆浩
20	関東運輸局東京運輸支局(総務担当)	中山 俊夫
21	関東運輸局東京運輸支局(輸送担当)	佐藤 義尚
22	東京都都市整備局都市基盤部	武山 信幸
23	東京都建設局北多摩南部建設事務所	犬竹 幹人
24	警視庁交通部	西東 俊郎
25	警視庁三鷹警察署	吉田 竜太
26	三鷹市都市再生部	齊藤 大輔
27	三鷹市都市整備部道路管理課	古賀 豊

②三鷹市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、三鷹市内の各地域の需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、各地域の実情に即した旅客輸送を実現するため、三鷹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、三鷹市野崎一丁目1番1号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 地域循環バス等地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 三鷹市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (3) 住民及び利用者を代表する者
- (4) 関東運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (6) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- (7) 交通管理者
- (8) 道路管理者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、当該役職の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員のうち、公募による住民を除く委員については、あらかじめ書面をもって、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。この場合において、第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、審議内容が三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例（平成18年三鷹市条例第4号）第5条の規定に該当する場合は、会議の決定により公開しないことができる。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(運賃協議部会)

第10条 乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の料金等を協議するため、協議会に運賃協議部会を設置し、次に掲げる構成員にて協議を行う。

- (1) 三鷹市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする乗合事業者
- (3) 関東運輸局長又はその指名する者
- (4) 市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

2 運賃協議部会は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(専門部会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、三鷹市都市再生部都市交通課に置く。

3 事務局に事務局長、副事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に関する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会に監査委員1人を置く。

2 協議会の出納監査は、別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査の方法、手続等については、三鷹市の例により行うものとする。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 三鷹市交通安全推進協議会

①三鷹市交通安全推進協議会委員名簿

(令和6年12月時点)

	所属名	委員
1	海上技術安全研究所	峰本 健正
2	東京都議会議員	中村 ひろし
3		山田 ひろし
4	警視庁三鷹警察署	宮崎 純一
5	三鷹市公立小学校校長会	蔵野 貴通
6	三鷹市公立中学校校長会	平山 公紀
7	三鷹交通安全協会	大塚 英子
8	三鷹市交通安全対策地区委員会	上北 哲夫
9	三鷹市私立幼稚園協会	加藤 誠二
10	三鷹市私立保育園園長会	山梨 好美
11	小田急バス株式会社	池田 善之
12	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 武蔵野・三鷹支部	千田 裕
13	東日本旅客鉄道株式会社	飯島 正勝
14	三鷹市公立学校PTA連合会	井戸 さとみ
15	三鷹青年会議所	宮崎 祐輔
16	三鷹市新川中原地区住民協議会	大平 世志子
17	三鷹老人クラブ連合会	飯塚 喜弘
18	公募市民	稲葉 亜希子
19		吉野 浩史
20		佐野 和子

②三鷹市交通安全推進協議会設置条例

昭和 37 年4月1日条例第4号

[注]平成 22 年から改正経過を注記した。

改正

昭和 48 年9月 20 日条例第 26 号

昭和 52 年5月 16 日条例第 18 号

平成 22 年6月 14 日条例第 22 号

三鷹市交通安全推進協議会設置条例

(設置)

第1条 市内における交通道德の高揚及び交通安全運動の推進並びに交通環境の整備及び交通事故の防止のため、三鷹市交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

全部改正[平成 22 年条例 22 号]

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、前条に規定する目的を達成するため必要な事項について調査審議し、答申するほか、必要に応じて当該事項について市長に建議することができる。

全部改正[平成 22 年条例 22 号]

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会長 1人

(2) 委員 21 人以内

(3) 幹事 若干人

全部改正[平成 22 年条例 22 号]

(会長)

第4条 協議会の会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

一部改正[平成 22 年条例 22 号]

(委員)

第5条 委員は、市内の各官公庁、民間団体の代表、一般市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は委員としての資格を失うものとする。

一部改正[平成 22 年条例 22 号]

(幹事)

第6条 幹事は市長が任命し、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

一部改正[平成 22 年条例 22 号]

(会議)

第7条 協議会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市長の定める部局において処理する。

全部改正[平成 22 年条例 22 号]

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項に関しては、協議会の意見を聴いたうえで市長が別に定める。

一部改正[平成 22 年条例 22 号]

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 48 年9月 20 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 52 年5月 16 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年6月 14 日条例第 22 号)

この条例は、平成 22 年8月1日から施行する。

③三鷹市交通安全推進協議会規則

昭和 37 年 4 月 1 日

規則第 2 号

〔注〕平成 4 年から改正経過を注記した。

改正 昭和 39 年 10 月 7 日規則第 28 号

昭和 46 年 9 月 2 日規則第 30 号

昭和 48 年 5 月 18 日規則第 15 号

昭和 52 年 6 月 27 日規則第 28 号

昭和 53 年 8 月 31 日規則第 23 号

昭和 59 年 6 月 29 日規則第 23 号

平成 4 年 7 月 31 日規則第 32 号

平成 6 年 3 月 31 日規則第 19 号

平成 6 年 6 月 14 日規則第 25 号

平成 12 年 3 月 31 日規則第 23 号

平成 16 年 4 月 1 日規則第 17 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 20 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 24 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 19 号

令和元年 7 月 26 日規則第 7 号

令和 2 年 3 月 日規則第 23 号

令和 2 年 8 月 20 日規則第 50 号

令和 6 年 3 月 31 日規則第 41 号

第 1 条 この規則は、三鷹市交通安全推進協議会設置条例(昭和 37 年三鷹市条例第 4 号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 三鷹市交通安全推進協議会(以下「協議会」という。)の事務を処理するため、三鷹市交通安全推進協議会事務局(以下「事務局」という。)を都市再生部都市交通課に置く。

(一部改正〔平成 4 年規則 32 号・6 年 19 号・12 年 23 号・16 年 17 号〕)

第 3 条 事務局に次の職員を置き、書記を除き市長がこれを任命又は委嘱する。

(1) 事務局長 1 人

(2) 幹事 若干人

(3) 書記 若干人

2 事務局長は、都市再生部長の職にある幹事を、その他の幹事は、企画部長、都市整備部長、教育委員会事務局教育部長、都市整備部都市計画課長、同部道路管理課長、教育委員会事務局教育部学務課長、同部指導課長又はこれらに相当する職にある者並びに三鷹警察署交通課長及び同署交通課交通総務係長の職にある者をもって充て、都市整備部道路管理課長を常任幹事とする。

3 書記は、都市再生部都市交通課の職員のうちから、都市再生部長が指名する者をもって充て、協議会の事務担当をする。うち 1 人は、主任書記とする。

(一部改正〔平成 4 年規則 32 号・6 年 19 号・25 号・12 年 23 号・16 年 17 号・20 年 20 号・22 年 24 号・28 年 19 号〕)

第 4 条 事務局の処理すべき事務は、次のとおりとする。

(1) 協議会の開催に関すること。

(2) 協議会の庶務に関すること。

(3) 関係団体との連絡調整に関すること。

(4) 交通安全に関する資料の収集及び作成に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 39 年 10 月 7 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行し、第 2 条および第 3 条(同条中第 3 条第 2 項に関する改正規定中「総務室長」については除く。)は昭和 39 年 4 月 1 日から、その他の規定(第 3 条中第 3 条第 2 項に関する改正規定中「総務室長」を含む。)は昭和 39 年 7 月 16 日から適用する。

付 則 (昭和 46 年 9 月 2 日規則第 30 号)抄

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 8 月 20 日から適用する。

付 則 (昭和 48 年 5 月 18 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 52 年 6 月 27 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の三鷹市交通安全推進協議会規則第 2 条ならびに第 3 条第 2 項および第 3 項の規定は、昭和 51 年 10 月 1 日から適用する。

付 則 (昭和 53 年 8 月 31 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行し、(中略)第 2 条の規定による改正後の三鷹市交通安全推進協議会規則の

規定は、昭和 53 年 4 月 20 日から適用する。

付 則(昭和 59 年 6 月 29 日規則第 23 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 4 年 7 月 31 日規則第 32 号)

この規則は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 6 月 14 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 23 号)抄

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 20 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 24 号)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 26 日規則第 7 号)

この規則は、三鷹市組織条例の一部を改正する条例(令和元年三鷹市条例第 3 号)の施行の日(令和元年 8 月 1 日)から施行する。

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 8 月 20 日規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三鷹市交通安全推進協議会規則の規定は、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 3 月 31 日規則第 41 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2. 交通を取り巻く現状

2-1 三鷹市の地域特性

(1) 人口動向

①人口推移

本市の人口は、令和 6 年 1 月 1 日現在で 189,959 人となっています。5 年前の令和元年に比べて、約 2,700 人増加しています。

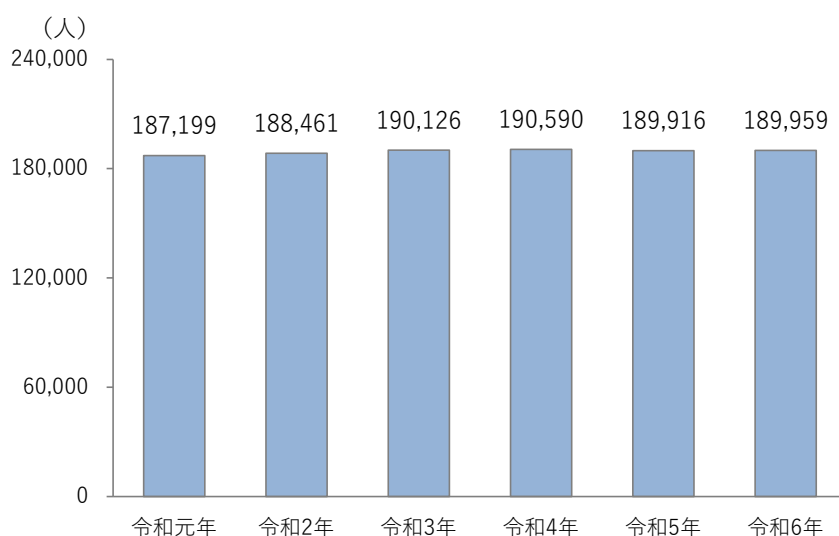


図 人口の推移

資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

本市の世帯数は、令和 6 年 1 月 1 日現在で 96,752 世帯となっており、1 世帯当たり人口は 1.96 人です。5 年前の令和元年に比べて、約 3,000 世帯増加しています。

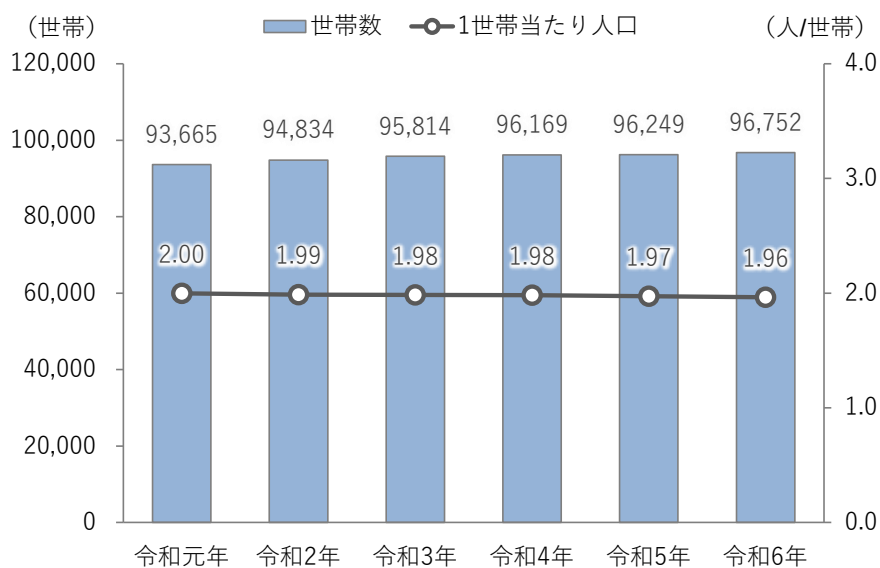


図 世帯数及び1世帯当たり人口の推移

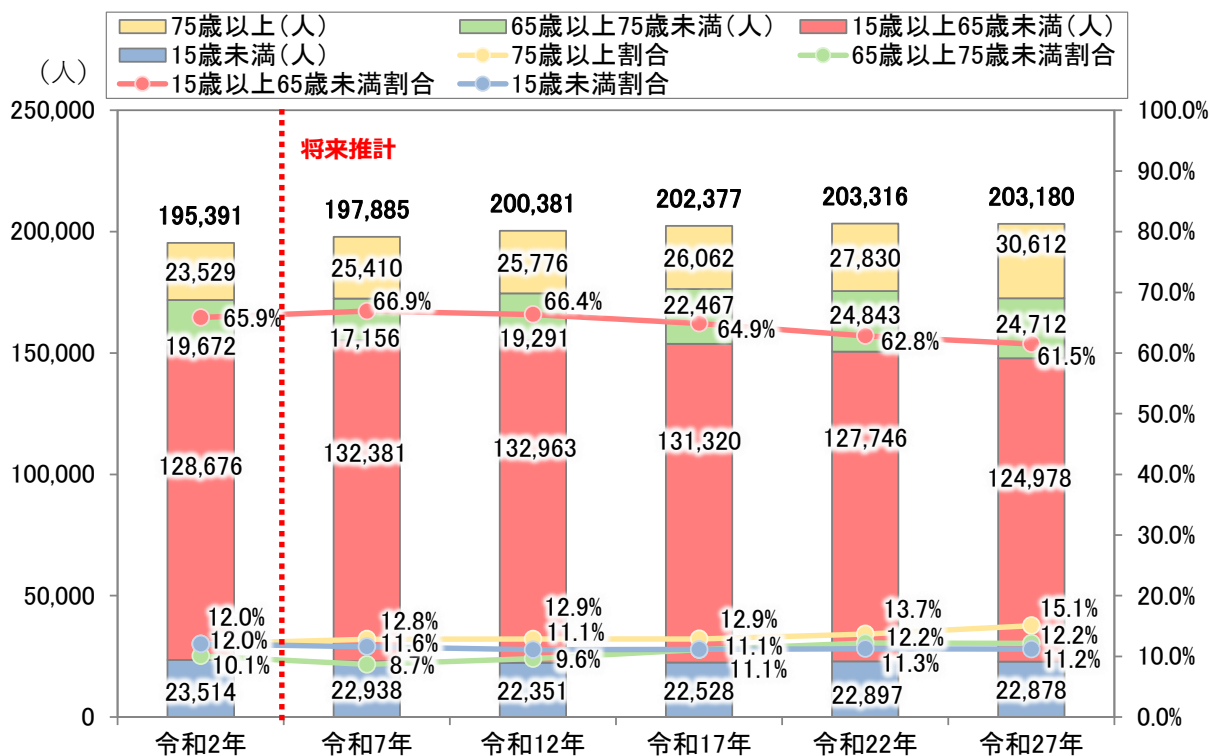
資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

②将来人口推計

本市の人口は、令和2年の約195,000人から令和27年には約203,000人にまで増加することが見込まれています。

15歳未満の年少人口割合は、令和2年の12%から令和27年の約11%に減少、15歳以上65歳未満の生産年齢人口割合は、約66%から約62%にまで減少、65歳以上の高齢者人口割合は、約22%から約27%に増加する見込みとなっています。

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
15歳未満（人）	23,514	22,938	22,351	22,528	22,897	22,878
15歳以上65歳未満（人）	128,676	132,381	132,963	131,320	127,746	124,978
65歳以上75歳未満（人）	19,672	17,156	19,291	22,467	24,843	24,712
75歳以上（人）	23,529	25,410	25,776	26,062	27,830	30,612
総人口（人）	195,391	197,885	200,381	202,377	203,316	203,180
15歳未満割合	12.0%	11.6%	11.1%	11.1%	11.3%	11.2%
15歳以上65歳未満割合	65.9%	66.9%	66.4%	64.9%	62.8%	61.5%
65歳以上75歳未満割合	10.1%	8.7%	9.6%	11.1%	12.2%	12.2%
75歳以上割合	12.0%	12.8%	12.9%	12.9%	13.7%	15.1%



③年齢別人口

令和 6 年 1 月 1 日現在の年齢別人口を見ると 50 代が約 30,000 人、40 代が約 29,000 人と多くなっています。60 歳以上の人口は、全人口の約 28%となっています。

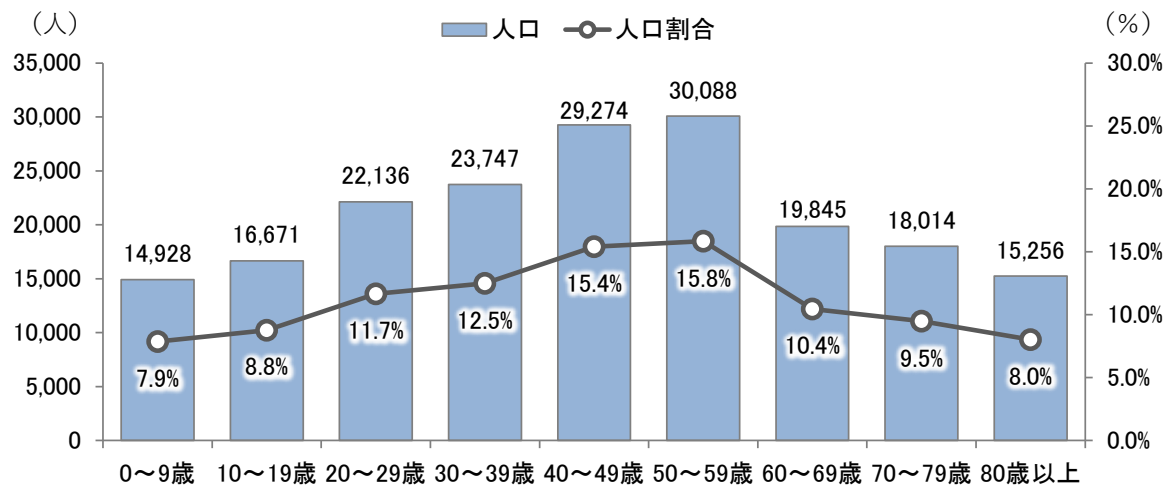


図 年齢別人口

資料:住民基本台帳(令和 6 年 1 月 1 日現在)

高齢者人口は、令和 5 年の 22%から一貫して増加し、令和32年には 32.4%まで増加する見込みです。

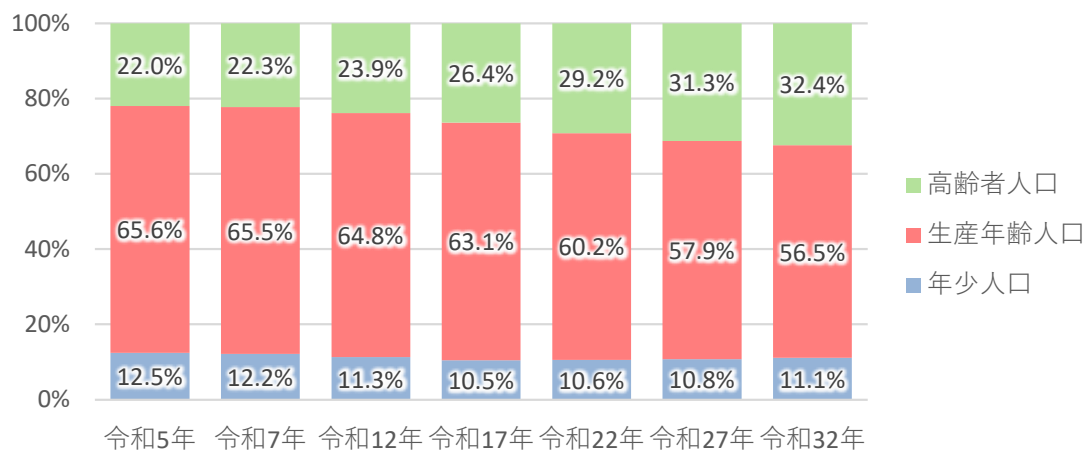


図 年齢 3 区分人口の推計

資料:第 5 次三鷹市基本計画

④地区別人口

地区別の人口は、下連雀が46,923人、上連雀が25,727人、牟礼が22,560人と多くなっています。

人口密度で見ると、全ての地区が都市計画法施行規則における既成市街地の人口密度の基準である40人/haを上回っています。特に、下連雀が209人/ha、深大寺が141人/ha、上連雀が136人/ha、牟礼と中原と井口が133人/ha、井の頭が119人/haと人口密度が高く、都市計画運用指針における市街化区域(住宅用地)の高度利用を図るべき区域の基準である100人/ha以上となっています。

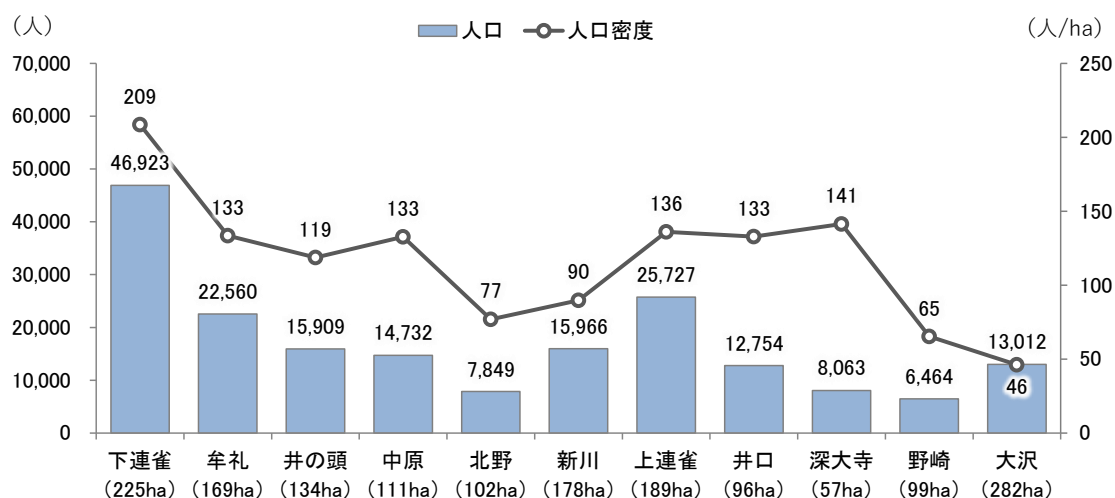


図 地区別人口と人口密度

資料:住民基本台帳(令和6年1月1日現在)

地区別の高齢化率は、中原が25.6%、大沢が24.6%と高くなっています。

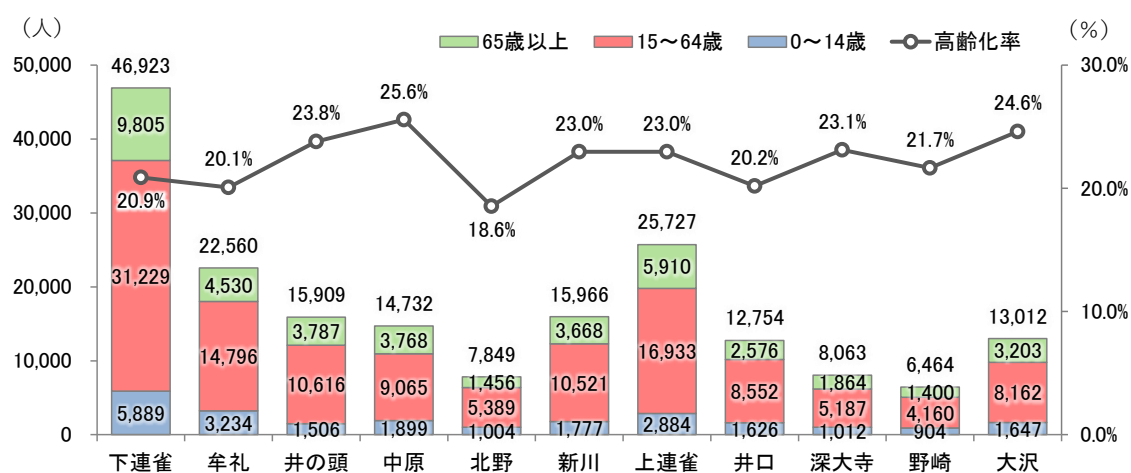


図 地区別人口と高齢化率

資料:住民基本台帳(令和6年1月1日現在)

⑤人口分布

人口分布は、下連雀地区及び上連雀地区の一部、牟礼地区の一部に人口集積が目立ちます。

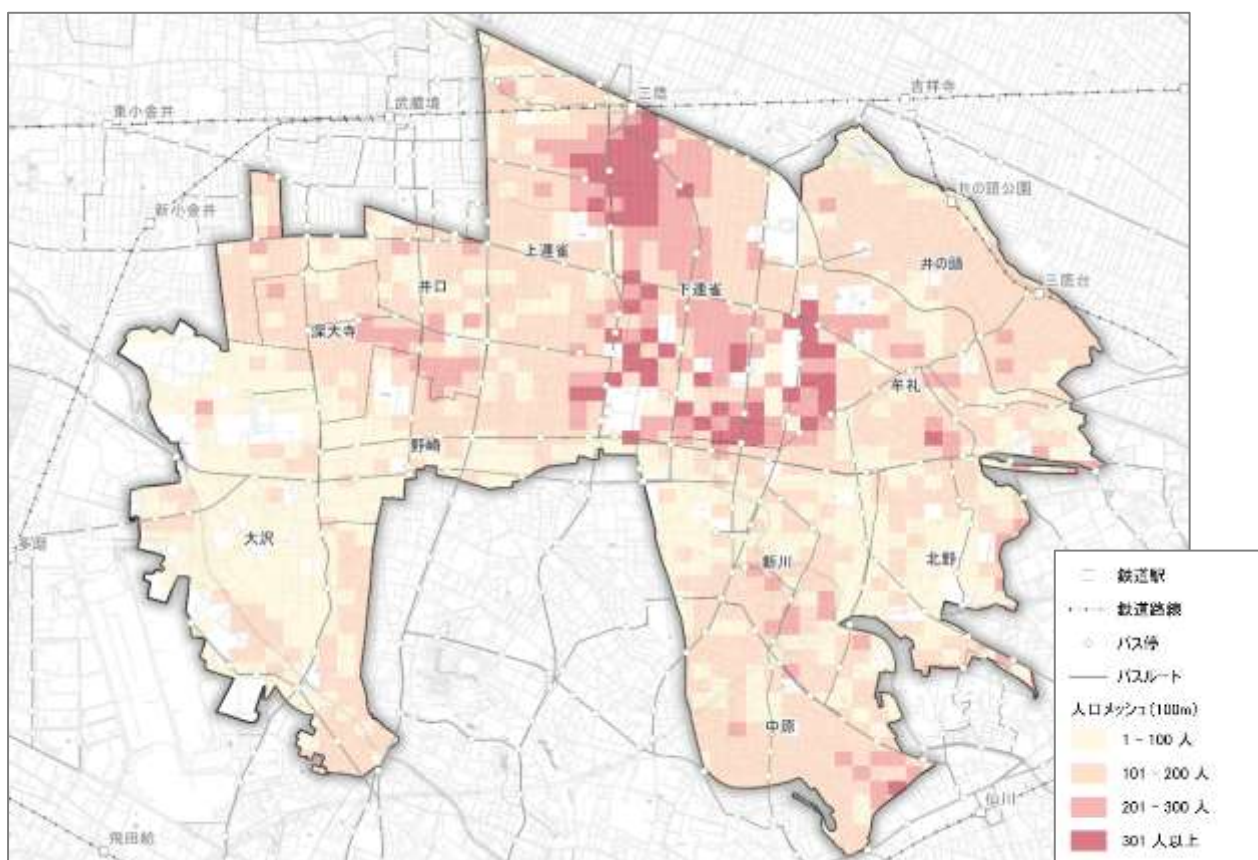


図 人口分布

資料：令和 2 年国勢調査
※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を使用

(2) 施設立地状況

① 商業施設分布

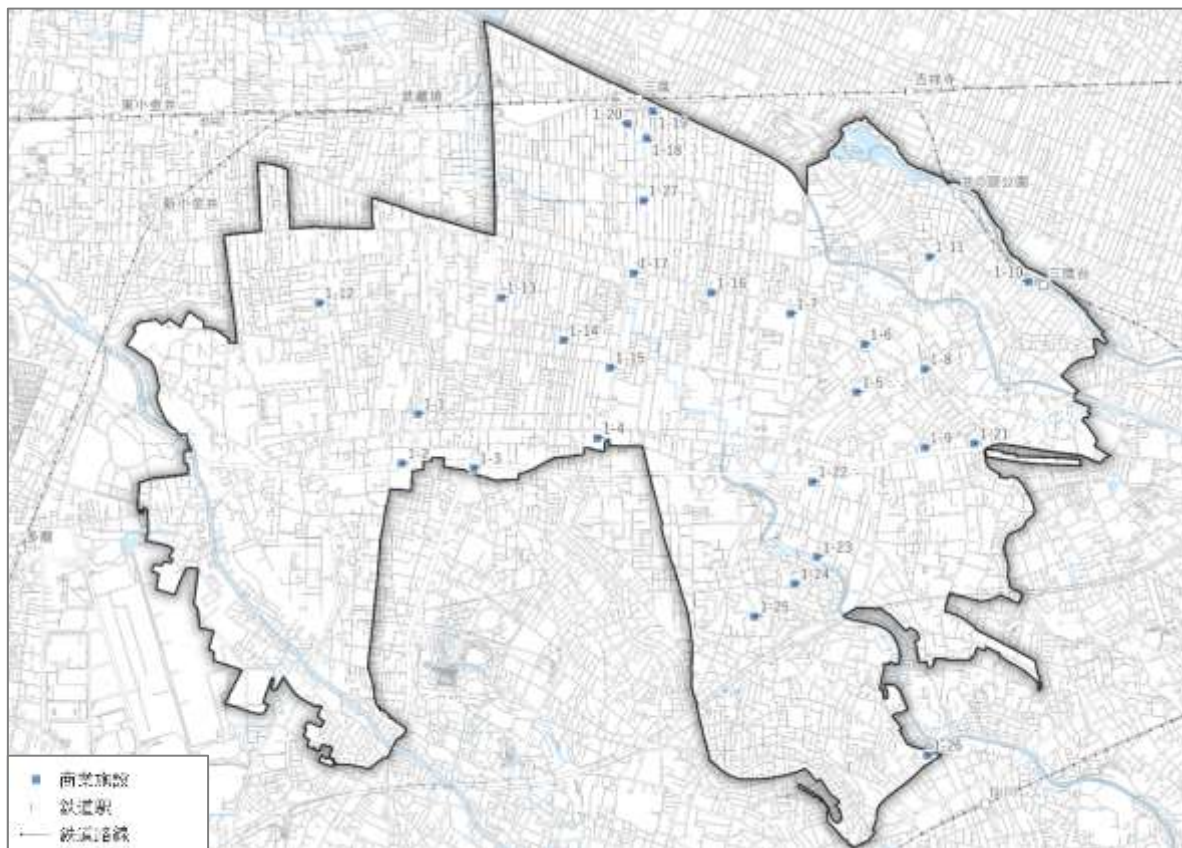


図 商業施設の立地状況

表 商業施設の一覧

No	名称	No	名称
1-1	キッチンコート野崎店	1-15	オーケー三鷹上連雀店
1-2	コーナン三鷹店	1-16	スーパーあまいけ下連雀店
1-3	ドン・キホーテ東八三鷹店	1-17	コープ下連雀店
1-4	サミットストア三鷹市役所前店	1-18	東急ストア三鷹センター店
1-5	西友三鷹牟礼店	1-19	オオゼキ三鷹店
1-6	いなげや三鷹牟礼店	1-20	三平ストア三鷹店
1-7	マルエツプラウドシティ吉祥寺店	1-21	業務スーパー三鷹店
1-8	サミットストア三鷹台団地店	1-22	オリンピック三鷹店
1-9	コープ牟礼店	1-23	ビッグ・エー三鷹新川店
1-10	OdakyuOX三鷹台店	1-24	TAIRAYA三鷹新川店
1-11	栗原ストア	1-25	グルメシティ三鷹中原店
1-12	生鮮&業務スーパー三鷹深大寺店	1-26	オリンピック仙川店
1-13	サミットストア上連雀店	1-27	地産マルシェ三鷹店
1-14	コモディイイダ三鷹店		

資料：全国大型小売店総覧（2020 年版）

②医療施設分布

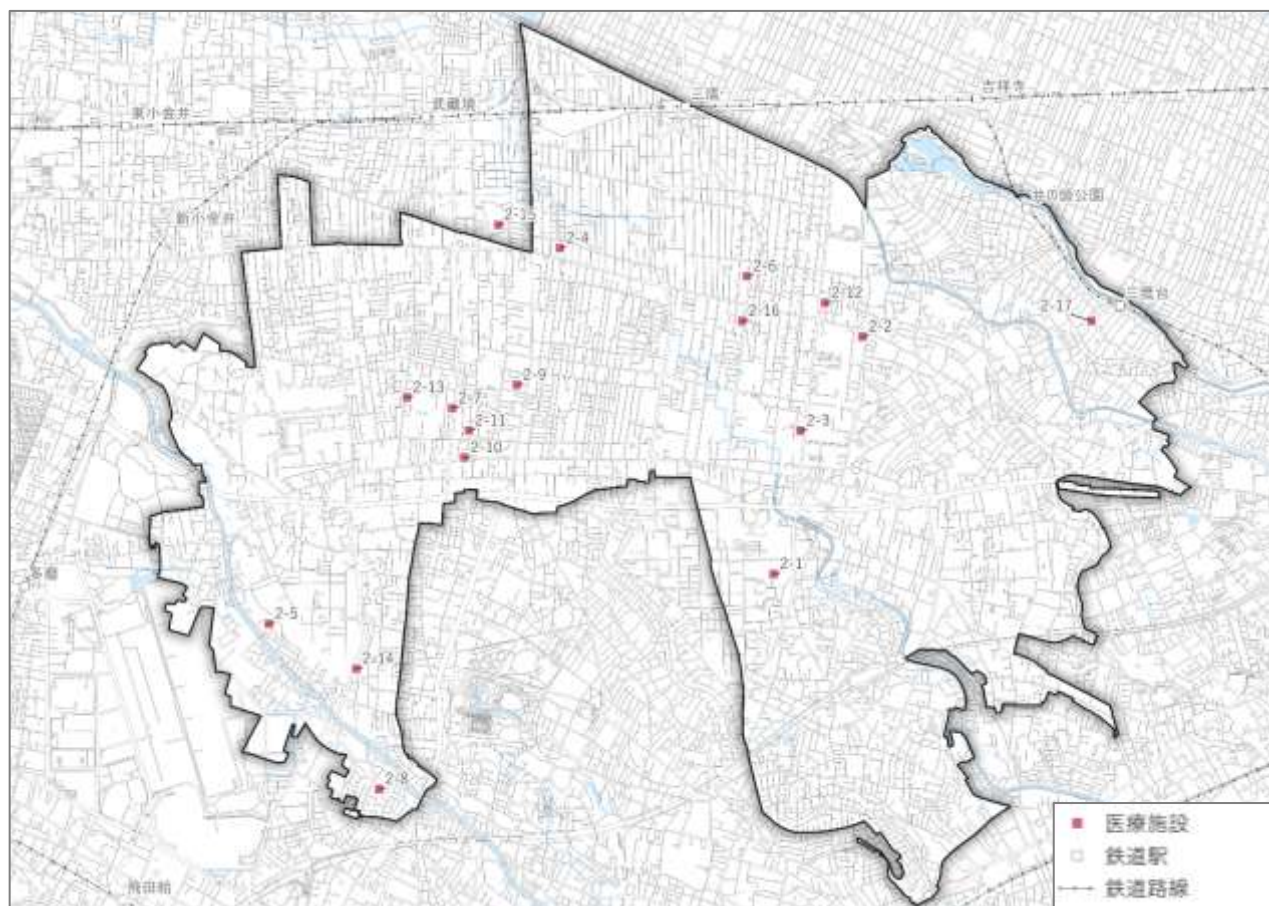


図 医療施設の立地状況

表 医療施設の一覧

No.	名称
2-1	杏林大学医学部付属病院
2-2	医療法人財団 紘友会 三鷹病院
2-3	医療法人財団 慈生会 野村病院
2-4	医療法人社団 永寿会 三鷹中央病院
2-5	医療法人社団 碧水会 長谷川病院
2-6	のぞみメモリークリニック
2-7	阿部整形外科クリニック
2-8	医療法人社団英翔会 奥田医院
2-9	医療法人社団加藤整形外科医院
2-10	医療法人社団慈音会 萩原医院
2-11	医療法人社団植村眼科医院
2-12	医療法人社団東京清心会 吉祥寺通り花岡クリニック
2-13	医療法人社団野崎医院
2-14	医療法人社団翔香会 天文台クリニック
2-15	武蔵野赤十字病院
2-16	北多摩中央医療生活協同組合 みなみうら生協診療所
2-17	牟礼の里駅前クリニック

資料：国土交通省・国土数値情報 医療機関データ（2020 年度版）

③公共施設分布

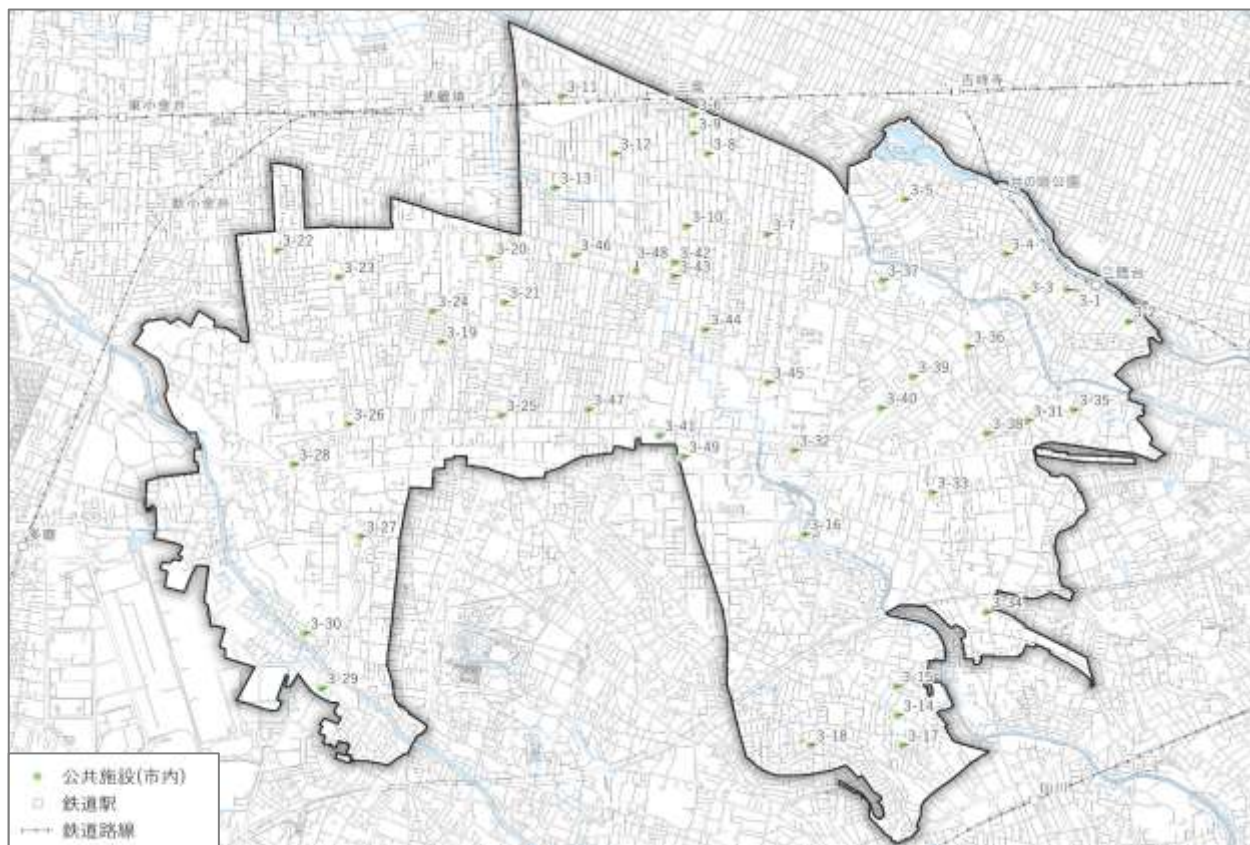


図 公共施設の立地状況

表 公共施設の一覧

No.	名称	No.	名称	No.	名称
3-1	三鷹台市政窓口	3-17	中原一丁目地区公会堂	3-33	天神前地区公会堂
3-2	井の頭東部地区公会堂	3-18	中原地区公会堂	3-34	北野地区公会堂
3-3	三鷹台地区公会堂	3-19	西多世代交流センター	3-35	牟礼東地区公会堂
3-4	井の頭コミュニティ・センター	3-20	井口コミュニティ・センター	3-36	牟礼地区公会堂
3-5	井の頭地区公会堂	3-21	井口地区公会堂	3-37	高山地区公会堂
3-6	三鷹駅前市政窓口	3-22	井口西地区公会堂	3-38	牟礼南地区公会堂
3-7	下連雀むらさき地区公会堂	3-23	深大寺地区公会堂	3-39	牟礼西地区公会堂
3-8	三鷹駅前コミュニティ・センター	3-24	東野地区公会堂	3-40	牟礼コミュニティ・センター
3-9	三鷹駅前地区公会堂	3-25	野崎地区公会堂	3-41	三鷹市役所
3-10	下連雀地区公会堂	3-26	三鷹西部市政窓口	3-42	三鷹市市民協働センター
3-11	上連雀堀合地区公会堂	3-27	大沢原地区公会堂	3-43	連雀コミュニティ・センター
3-12	上連雀新道北地区公会堂	3-28	大沢地区公会堂	3-44	下連雀南浦地区公会堂
3-13	上連雀通北地区公会堂	3-29	大沢コミュニティ・センター	3-45	下連雀八丁目地区公会堂
3-14	三鷹東部市政窓口	3-30	大沢下原地区公会堂	3-46	上連雀地区公会堂
3-15	新川中原コミュニティ・センター	3-31	東多世代交流センター	3-47	山中地区公会堂
3-16	新川三丁目地区公会堂	3-32	新川宿地区公会堂	3-48	三鷹市芸術文化センター
				3-49	元氣創造プラザ

資料：国土交通省・国土数値情報 公共施設データ（2006 年度版を加工）

④教育施設分布

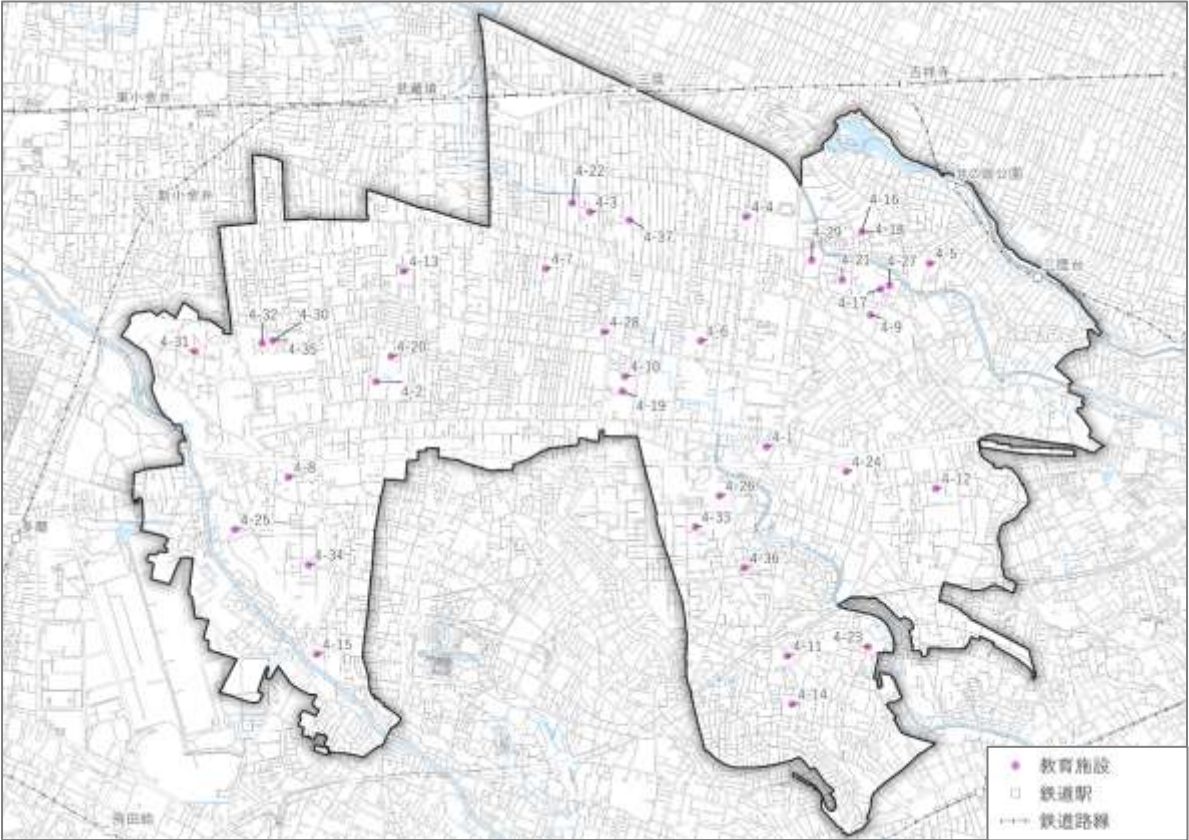


図 教育施設の立地状況

表 教育施設の一覧

種類	No.	名称	種類	No.	名称
小学校	4-1	第一小学校	中学校	4-20	第二中学校
	4-2	第二小学校		4-21	第三中学校
	4-3	第三小学校		4-22	第四中学校
	4-4	第四小学校		4-23	第五中学校
	4-5	第五小学校		4-24	第六中学校
	4-6	第六小学校		4-25	第七中学校
	4-7	第七小学校		4-26	三鷹中等教育学校
	4-8	大沢台小学校	高等学校	4-27	法政大学高等学校
	4-9	高山小学校		4-28	大成高等学校
	4-10	南浦小学校		4-29	明星学園高等学校
	4-11	中原小学校	大学	4-30	ルーテル学院大学
	4-12	北野小学校		4-31	国際基督教大学
	4-13	井口小学校		4-32	東京神学大学
	4-14	東台小学校		4-33	杏林大学
	4-15	羽沢小学校		4-34	総合研究大学院大学
	4-16	明星学園小学校	専門学校	4-35	日本ルーテル神学校
中学校	4-17	法政大学中学校		4-36	アジア・アフリカ語学院
	4-18	明星学園中学校		4-37	日商簿記三鷹福祉専門学校
	4-19	第一中学校			

資料：国土交通省・国土数値情報 学校データ（2023 年度版）

(3) 移動状況

①通勤における流入・流出状況

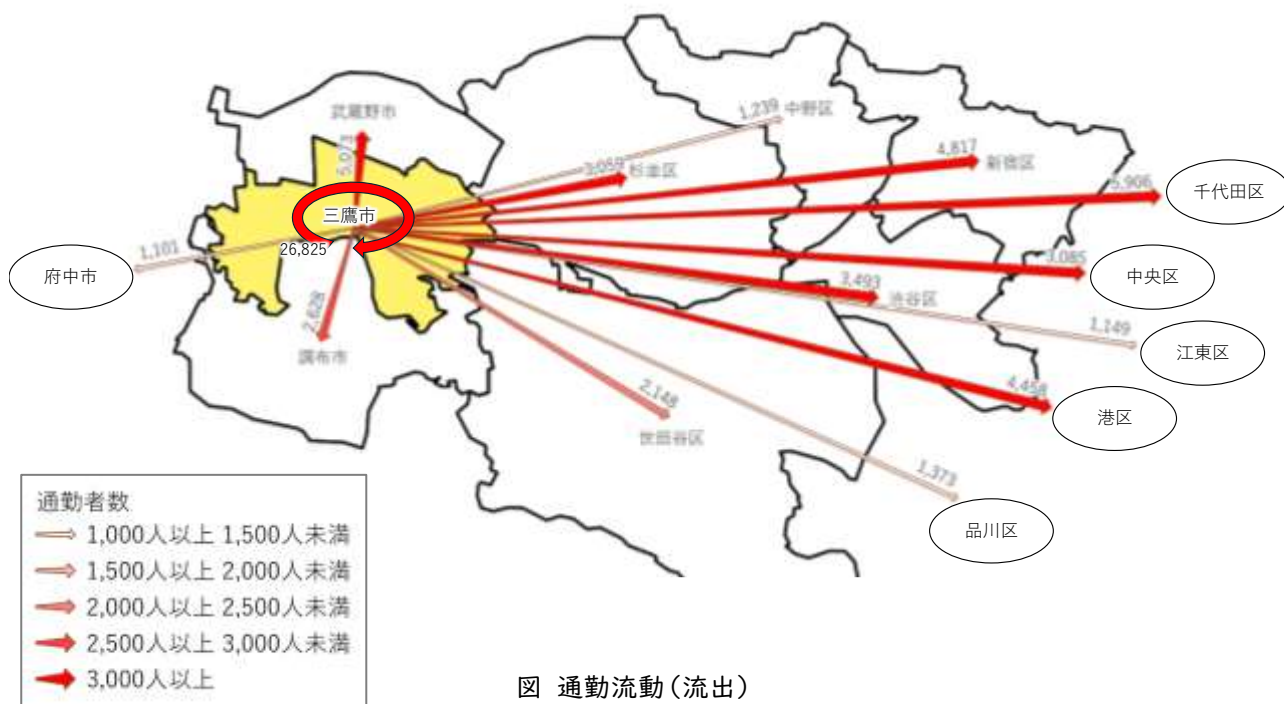


図 通勤流動(流出)

資料:令和2年国勢調査

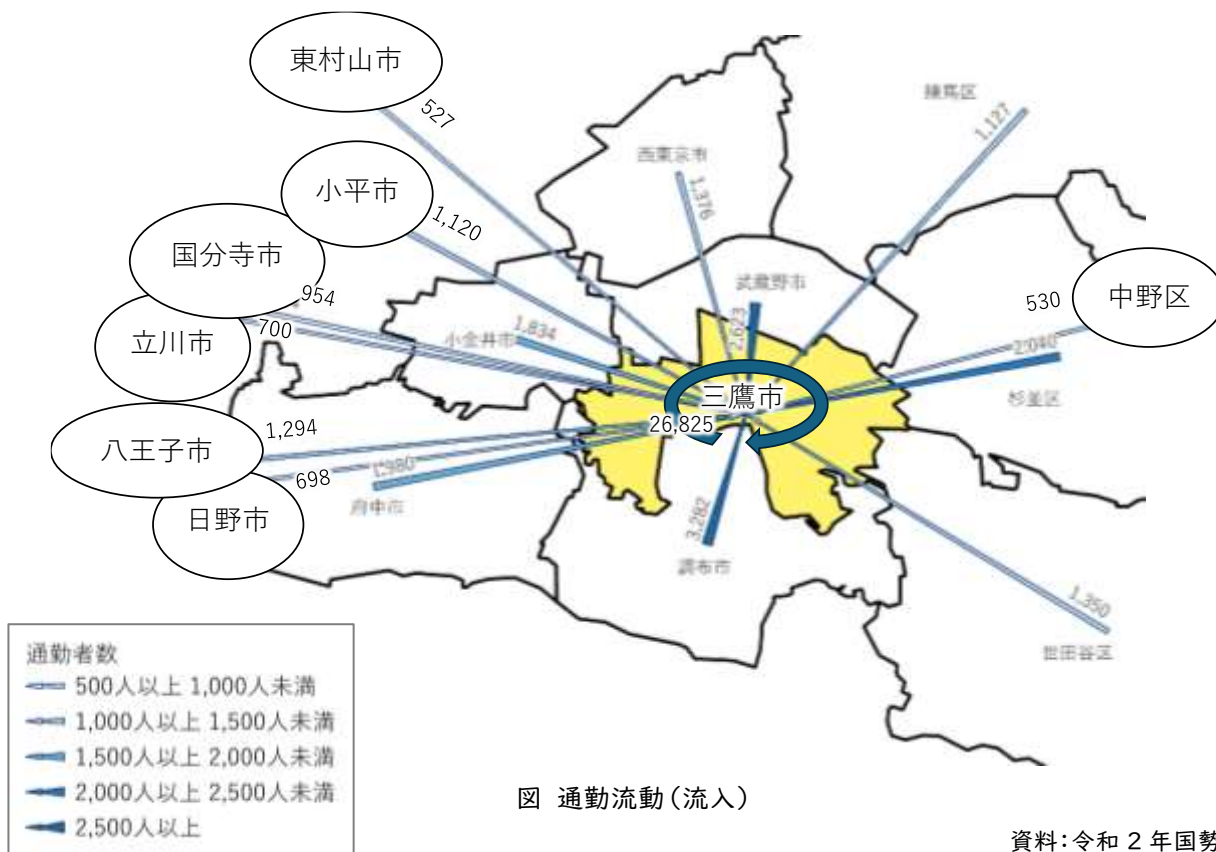


図 通勤流動(流入)

資料:令和2年国勢調査

②通学における流入流出・状況

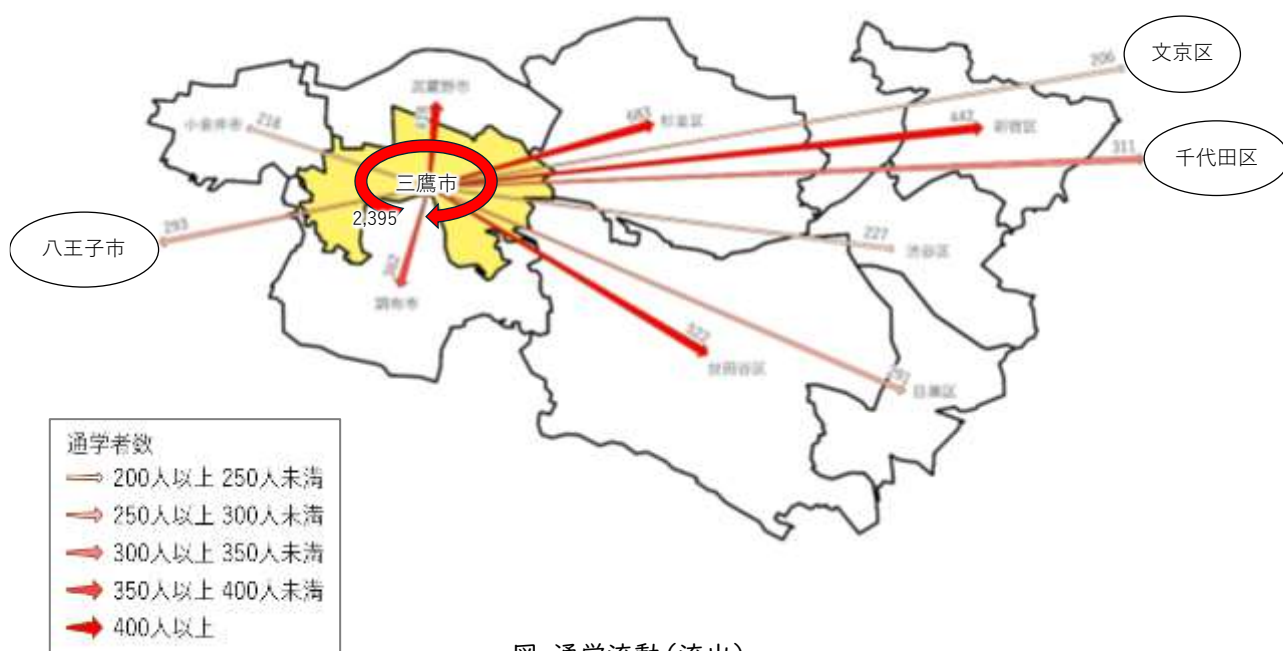


図 通学流動(流出)

資料:令和2年国勢調査

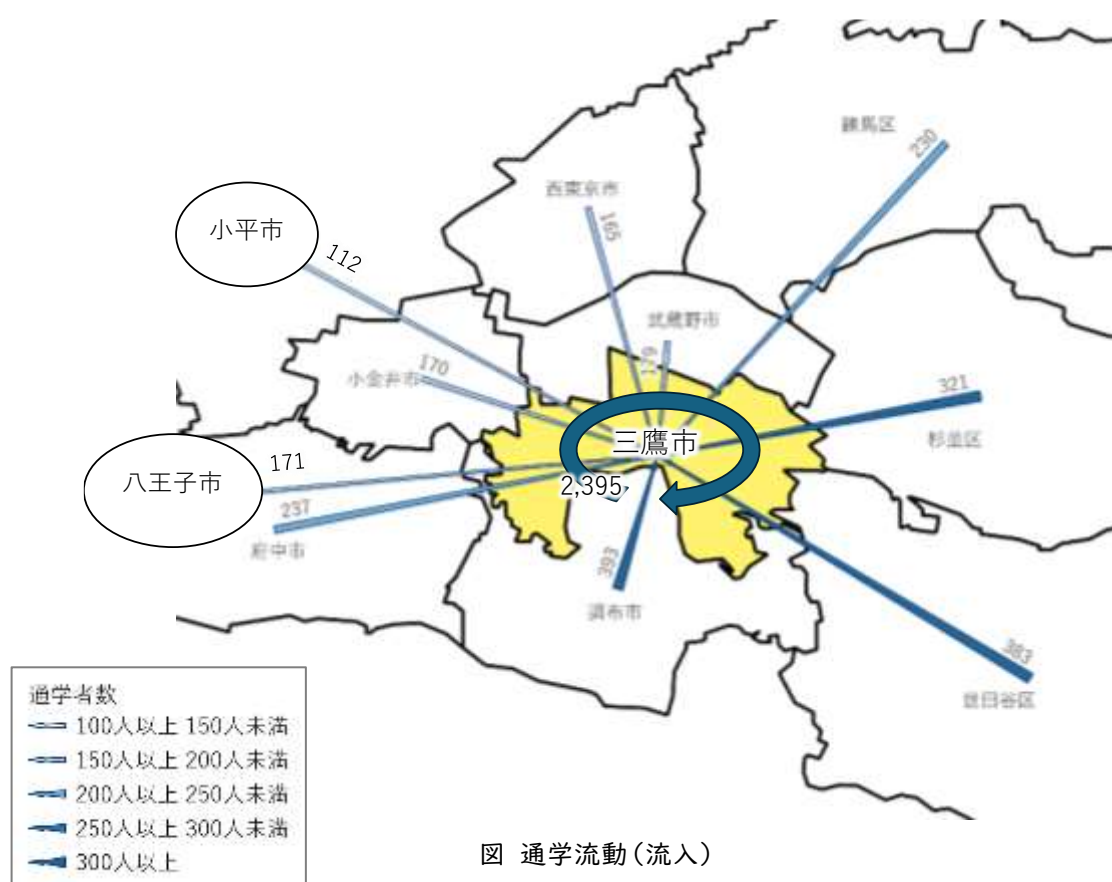


図 通学流動(流入)

資料:令和2年国勢調査

(4) 自動車

①自動車保有状況

自家用車の保有台数は、令和５年度末現在で約 40,700 台となっています。

１世帯当たりの自家用車保有台数は、令和５年度末現在で 0.42 台となっています。

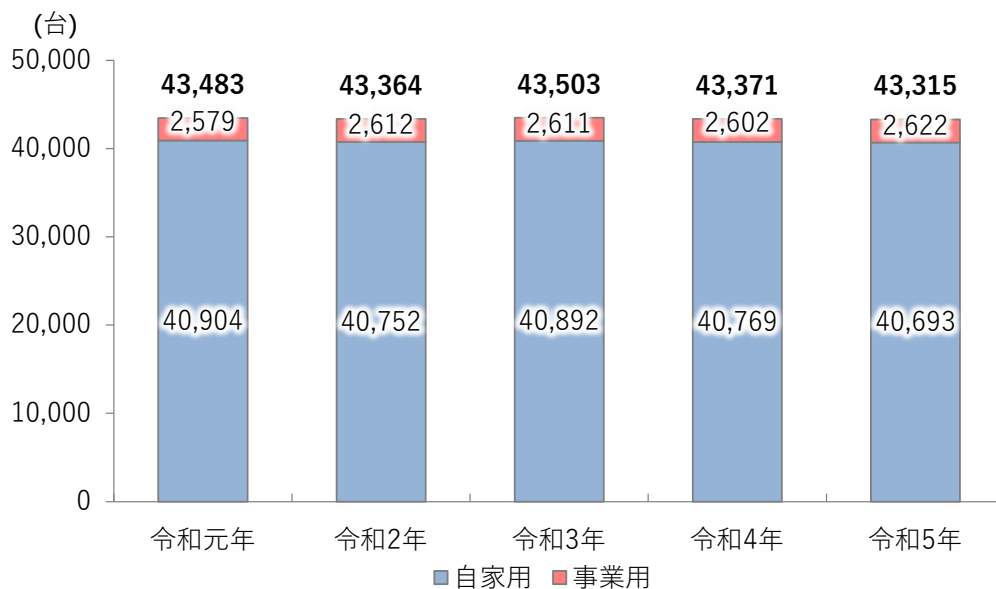


図 自動車保有状況の推移

資料：関東運輸局統計情報（各年度末現在）

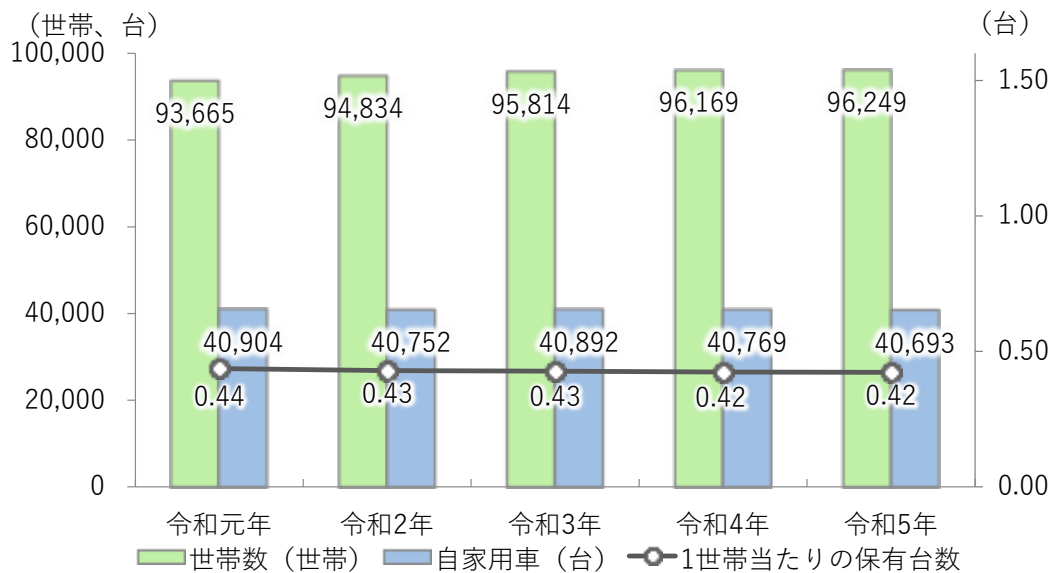


図 １世帯当たりの自家用車保有台数の推移

資料：関東運輸局統計情報（各年度末現在）及び
住民基本台帳（各年１月１日現在）

2-2 公共交通の現状

(1) 公共交通の運行状況

①公共交通ネットワーク

鉄道駅が市の端部にあり、路線バスが主に南北に駅間を繋いで運行しており、市内の移動や市外への移動を支えています。路線バスが運行しにくいエリアを対象に、コミュニティバスとAIデマンド交通を運行しており、交通空白・不便地域の移動を支えています。

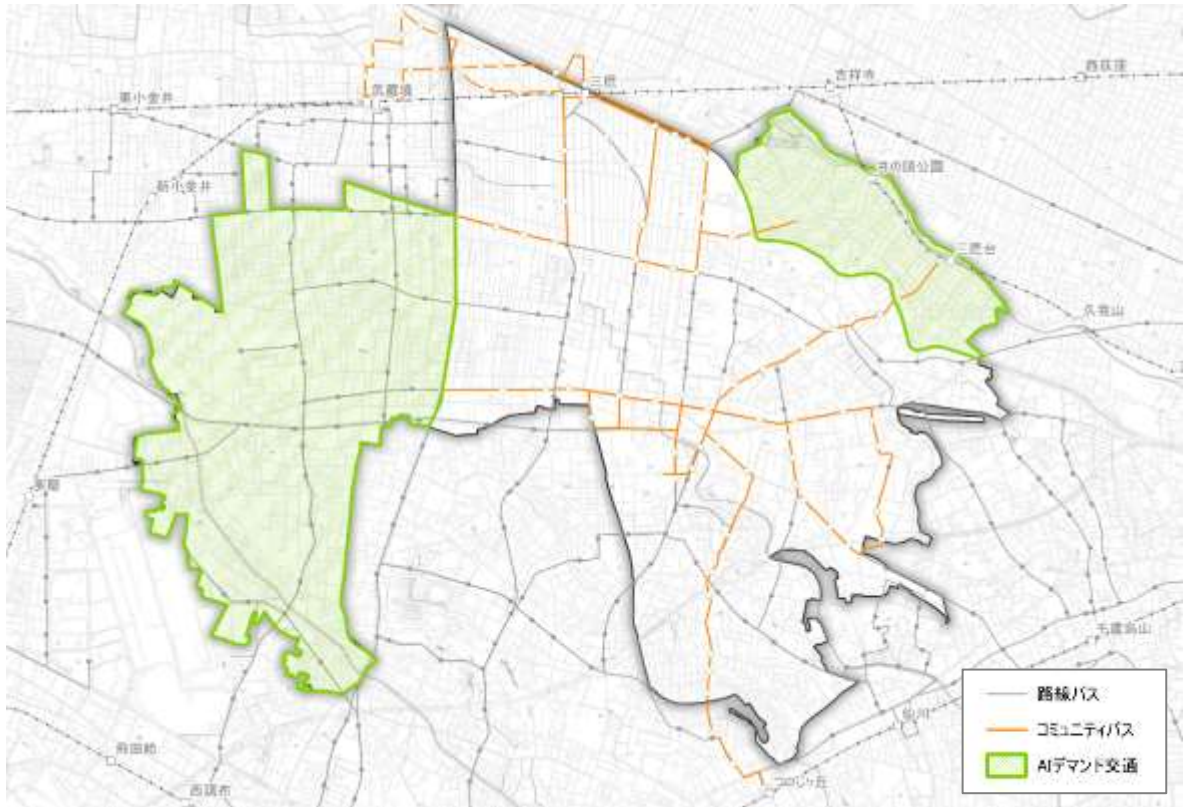


図 三鷹市内の公共交通ネットワーク

②鉄道

三鷹市内には、中央線の三鷹駅、井の頭線の三鷹台駅・井の頭公園駅の3駅が存在しています。

また、周辺の駅としては、武蔵野市内に中央線の吉祥寺駅・武蔵境駅、調布市内に京王線の調布駅・西調布駅・つつじヶ丘駅・仙川駅、小金井市内に西武多摩川線の新小金井駅、府中市内に西武多摩川線の多磨駅があります。

表 三鷹市内の鉄道駅

交通事業者名	路線名	駅名	備考
東日本旅客鉄道株式会社	中央線	三鷹駅	中央快速線、中央・総武緩行線（東京メトロ東西線直通列車含む）が停車する
京王電鉄株式会社	井の頭線	三鷹台駅	
		井の頭公園駅	

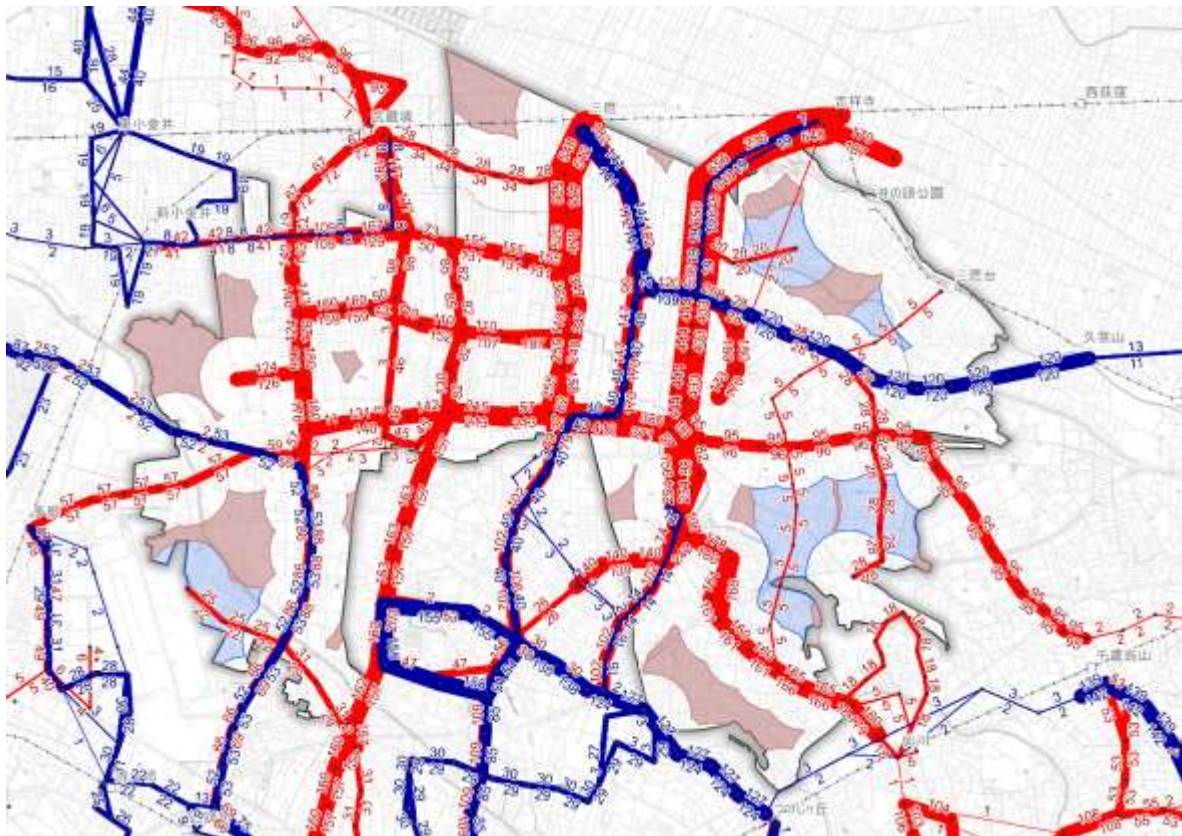
③路線バス

三鷹市内の路線バスは、小田急バス及び京王バスが運行しており、市の端部にある鉄道駅や市外の駅を主に南北方向に繋いでいます。

特に、吉祥寺駅～調布駅、吉祥寺駅～仙川駅、三鷹駅～調布駅、三鷹駅～仙川駅、武蔵境駅～調布駅等は運行本数が多くなっています。三鷹市役所前を経由する系統が多くあり、各方面の路線バス同士の結節点になっています。

鉄道駅から500m以遠、路線バスのバス停から300m以遠の公共交通空白地域は、上連雀1丁目、深大寺3・4丁目、大沢2・5丁目、中原1・2・4丁目、井の頭5丁目などに存在しています。

路線バスのバス停から300m以内で、路線バスが1日100本未満の公共交通不便地域は、大沢5丁目、井の頭5丁目、北野1・3・4丁目などに存在しています。



公共交通空白地域	鉄道駅から500m以遠、路線バスのバス停から300m以遠の地域
公共交通不便地域	路線バスのバス停から300m以内で、路線バスが1日100本未満の地域

図 路線バスの運行頻度及び公共交通空白・不便地域(赤線:小田急バス/青線:京王バス)

資料:小田急バス及び京王バスのGTFS-JP(2024年9月時点)より作成

④コミュニティバス

三鷹市では、公共交通空白・不便地域の解消をめざして、コミュニティバスを6路線運行しています。

三鷹台ルートは、三鷹台・飛行場ルートとして三鷹台駅～大沢地区を運行していましたが、令和4年10月の大沢地区AIデマンド交通導入に合わせて、運行区間の短縮と運行本数の増加により効率性と利便性の向上を図っています。

三鷹・境循環ルートは、武蔵野市との共同運行により「ムーバス7号路線」として運行しています。

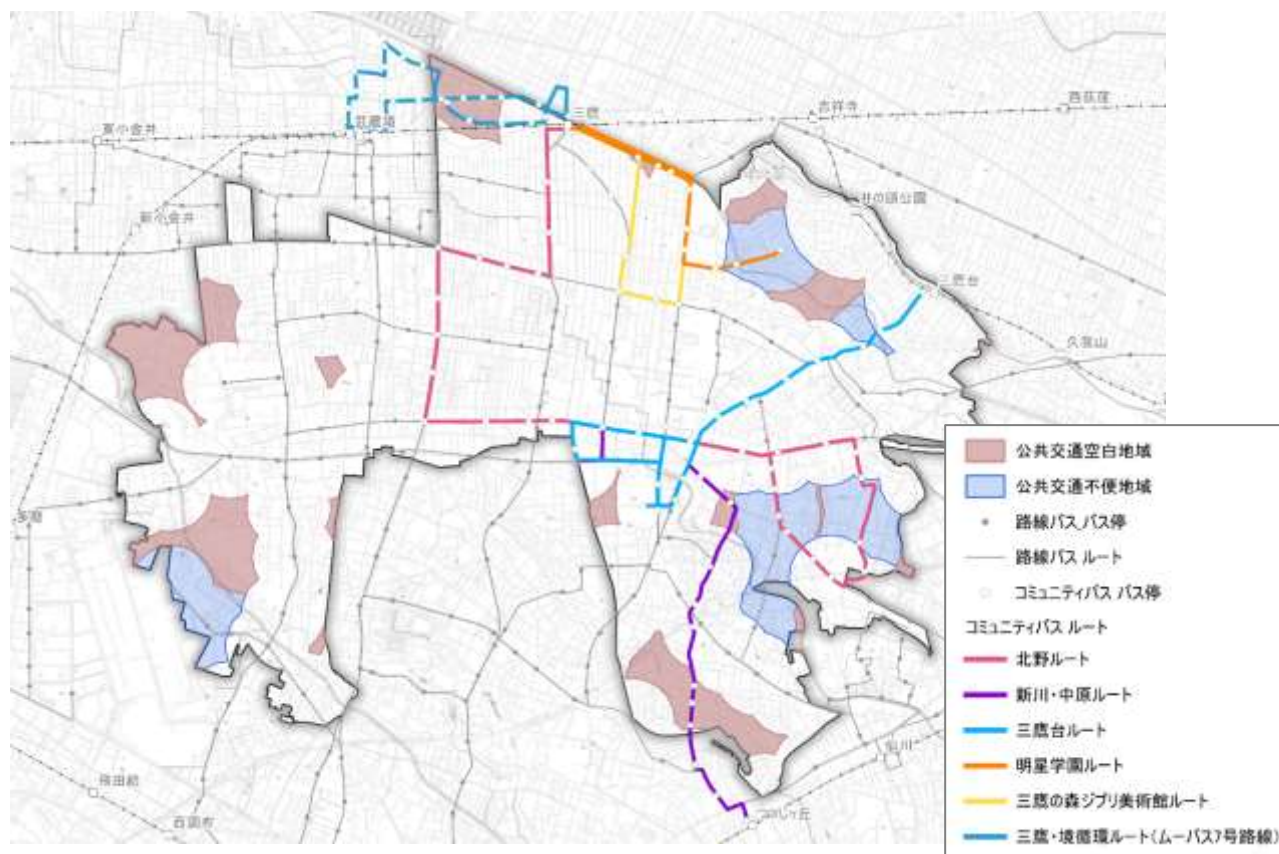


図 コミュニティバスの運行系統図

表 コミュニティバスの系統一覧

運行主体	名称	ルート名(起終点・経由)	路線距離(km)	運行回数(片道0.5回)	備考
三鷹市	みたかシティバス	北野ルート(三鷹駅～北野)	8.6	9.0	
		新川・中原ルート(三鷹中央防災公園～つつじヶ丘駅)	5.1	6.0	
		新川・中原ルート(杏林大学病院～つつじヶ丘駅)	3.8	4.0	
		三鷹台ルート(三鷹台駅～三鷹中央防災公園～三鷹台駅)	6.7	11.0	循環運行
		明星学園ルート(三鷹駅～明星学園前)	1.9	24.5	
		三鷹の森ジブリ美術館ルート(三鷹駅～ジブリ美術館～三鷹駅)	3.7	45.0	循環運行
三鷹市・武蔵野市	ムーバス	三鷹・境循環(三鷹駅北口～武蔵境駅北口)	5.0	28.0	循環運行

資料:三鷹市統計データ集

⑤AIデマンド交通

令和4年 10 月から、道路幅員が狭く、坂や高低差がある大沢地区において、AIデマンド交通を導入し、交通不便地域の解消を図っています。

令和 5 年 10 月からは、同様に交通空白地域であった井口・深大寺地区の一部を含める形で運行範囲を拡大して、西部エリアAIデマンド交通として運行しています。

更に、令和 6 年 5 月からは、井の頭エリアにおいてもAIデマンド交通を導入し、交通不便地域の解消とさらなる交通利便性の向上を図っています。

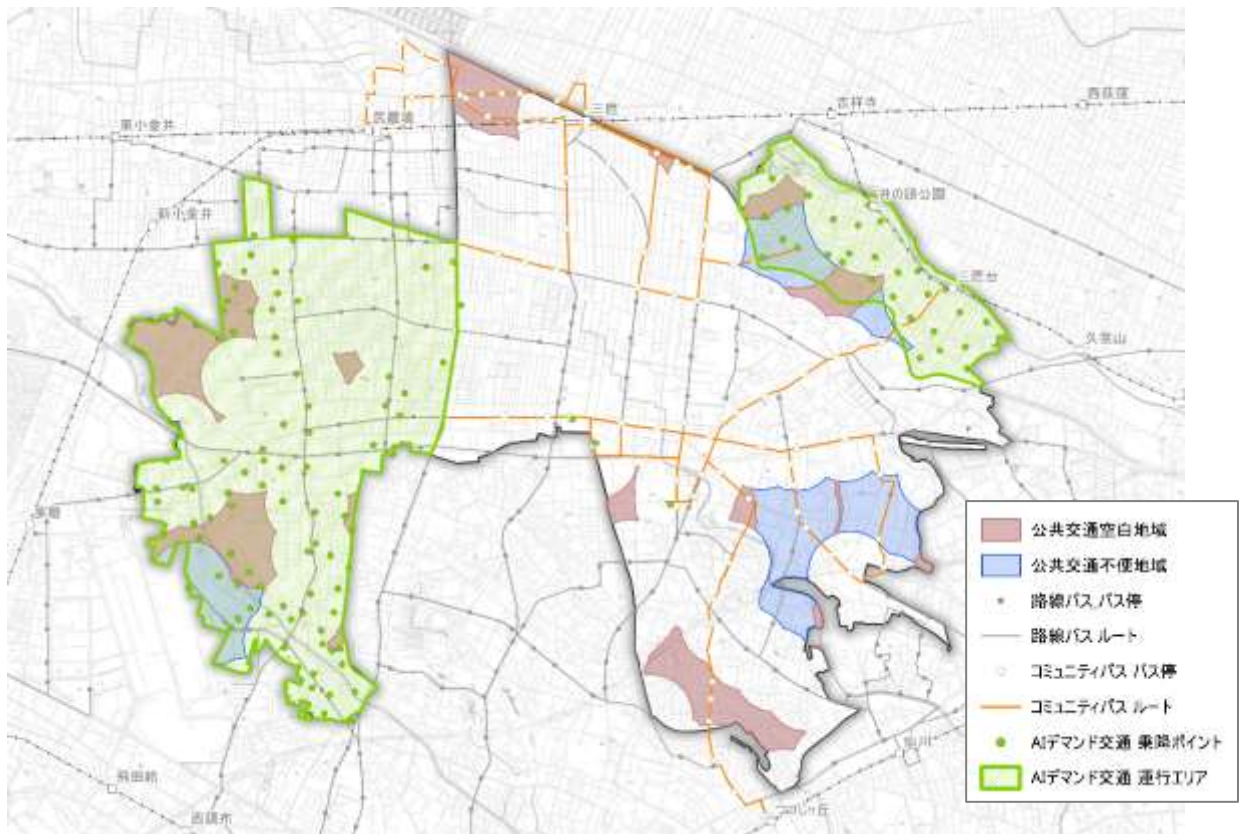


図 AIデマンド交通の運行エリア及び乗降ポイント

表 AIデマンド交通の運行概要

運行主体	地区	乗降ポイント	運行時間	運行日	使用車両
三鷹市	西部	大沢エリア 64箇所 井口・深大寺エリア 23箇所 エリア外 3箇所	午前 8 時～午後 6 時	月曜日～土曜日 ※イベント開催日は日曜・	小型ワンボックス車両 3 台 (利用者定員 4～6 名)
	井の頭	30箇所	午後 9 時～午後 5 時	祝日も運行	小型ワンボックス車両 1 台 (利用者定員 6 名)



⑥タクシー

三鷹市内を運行するタクシーは、東京 23 区・武蔵野市・三鷹市のエリアを営業範囲としています。

表 東京ハイヤー・タクシー協会武蔵野三鷹支部のタクシー運賃料金表

普通車		東京23区・武蔵野市・三鷹市
距離制運賃	初乗運賃	1.096kmまで 500円
	加算運賃	255m増すごとに 100円
時間距離併用運賃		時速10km以下走行時間について 1分35秒までごとに 100円
深夜早朝割増		22時～5時まで 2割増
迎車回送料金		1回につき定額料金を事業者ごとに設定
障がい者割引		1割引
遠距離割引		9,000円を超えた金額について1割引

資料：東京ハイヤー・タクシー協会

⑦福祉有償運送（みたかハンディキャブ）

特定非営利活動（NPO）法人みたかハンディキャブは、三鷹市在住で単独で公共交通機関による外出が困難な（車いす使用、視覚障がい者、歩行困難な高齢者等）が通院・通所、買物、レジャーなどの目的で外出する機会が少しでも多く持てるよう、また、外出がスムーズになり快適に過ごすことが出来るよう、あおぞら号の愛称を持つリフト付ワゴン車などによる移動サービス（福祉有償運送）を行っています。

■年会費：4000 円/年（4 月 1 日～3 月 31 日）

■利用料金（令和6年 1 月現在）

- ・三鷹市内：片道 500 円
- ・三鷹市外：片道 500 円＋100 円×距離（ボランティアセンターから目的地までの距離 km）

■利用申し込み方法

- ・電話またはファックスで予約（月～金曜日（祝日を除く）の午前 9 時～午後 4 時）
- ・予約の締切は 4 日前まで、利用予定日の 1 ヶ月前から予約可能

■利用可能日時

- ・原則、運行は年中無休
- ・利用時間は出庫午前 8 時～帰庫午後 6 時

■車両：8 台（車いす対応／スロープ又はリフト）



⑧三鷹市福祉タクシー事業

三鷹市では、電車・バスなど通常の交通機関を利用することが困難な心身障がい者が、タクシーを利用する場合に、その運賃の一部を助成する「三鷹市福祉タクシー事業」を行っています。

■手帳要件

- ・身体障害者手帳（下肢・体幹障がい）Ⅰ級～Ⅲ級
- ・身体障害者手帳（視覚・内部障がい）Ⅰ級
- ・愛の手帳Ⅰ度
- ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級

■所得制限

- ・対象年度の市民税所得割額が235,000円以下（ただし、20歳未満は所得制限なし）

■助成金額

- ・人工透析を行っている慢性腎不全のかたは年間最大 48,000 円分
- ・三鷹市心身障がい者自動車等燃料費助成の受給者のかたは年間最大 12,000 円分
- ・その他のかたは年間最大 30,000 円分

■交付方法

- ・年に 1 回、年間の福祉タクシー券をまとめて交付

表 令和 6 年度 福祉タクシー券利用可能事業者一覧

No	協力タクシー事業者	介護 タクシー	No	協力タクシー事業者	介護 タクシー
1	寿交通（株）		21	（有）ケアサービスげんき	○
2	日本交通（株）		22	介護タクシー優楽	○
3	国際自動車（株）		23	介護タクシーしらゆり	○
4	大和自動車交通（株）		24	ほりん	○
5	帝都自動車（株）		25	介護タクシー大地	○
6	東都タクシー無線協組		26	つばさ福祉交通（株）	○
7	京王タクシー		27	介護タクシーあゆむ	○
8	私鉄共同無線センター		28	介護タクシーKサポート	○
9	東京都個人タクシー協組		29	介護タクシーそらの杜	○
10	日個連		30	NPO法人武蔵野コアラ	○
11	東京無線タクシー		31	シマノ介護タクシー	○
12	信和事業		32	泉のほとり	○
13	EM（イーエム）無線		33	テンソーケア	○
14	エスコート交通（株）		34	AZUMA民間救急サービス	○
15	美善交通（株）		35	AIENケアサービス	○
16	日の丸自動車（株）		36	アスモ介護タクシー	○
17	コンドルタクシー（株）		37	ケアタクシーアルベリー	○
18	（株）グリーンキャブ		38	ビオラ介護タクシー	○
19	第一交通武蔵野（株）				
20	アシスト				

資料：三鷹市 HP

(2) 公共交通の利用状況

① 鉄道

三鷹市内の鉄道駅の乗車人員（一日平均／令和5年度）は、三鷹駅が約 84,000 千人と多く、三鷹台駅が約 10,000 千人、井の頭公園駅が約 3,000 千人です。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響で令和元年度の約7割まで減少しましたが、その後徐々に回復し、令和5年度は令和元年度の約8割となっています。

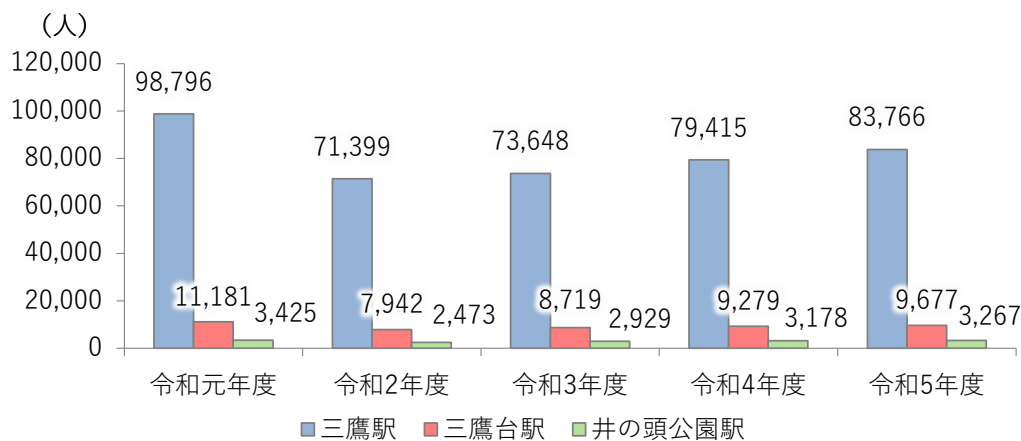


図 鉄道駅の乗車人員（一日平均）

資料：三鷹市統計データ集

② 路線バス

三鷹市内の路線バスの利用者数は、令和5年度で約96,000 千人であり、回復傾向にあります。利用券種は、定期外が約 77%を占めています。

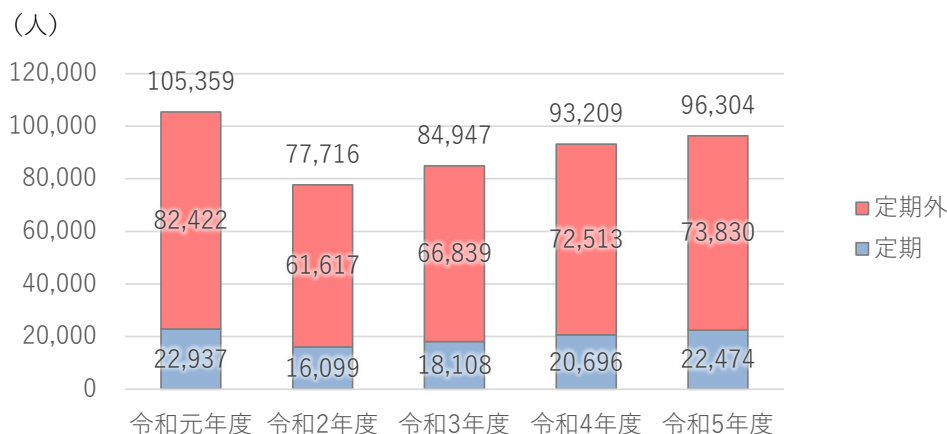


図 路線バスの利用者数（一日平均）

資料：三鷹市統計データ集

③コミュニティバス

コミュニティバスの利用者数は、年間 847,648 人（1 日あたり約 2,316 人）です。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響で令和元年度の約4割まで減少しましたが、その後徐々に回復し、令和5年度は令和元年度の約7割となっています。

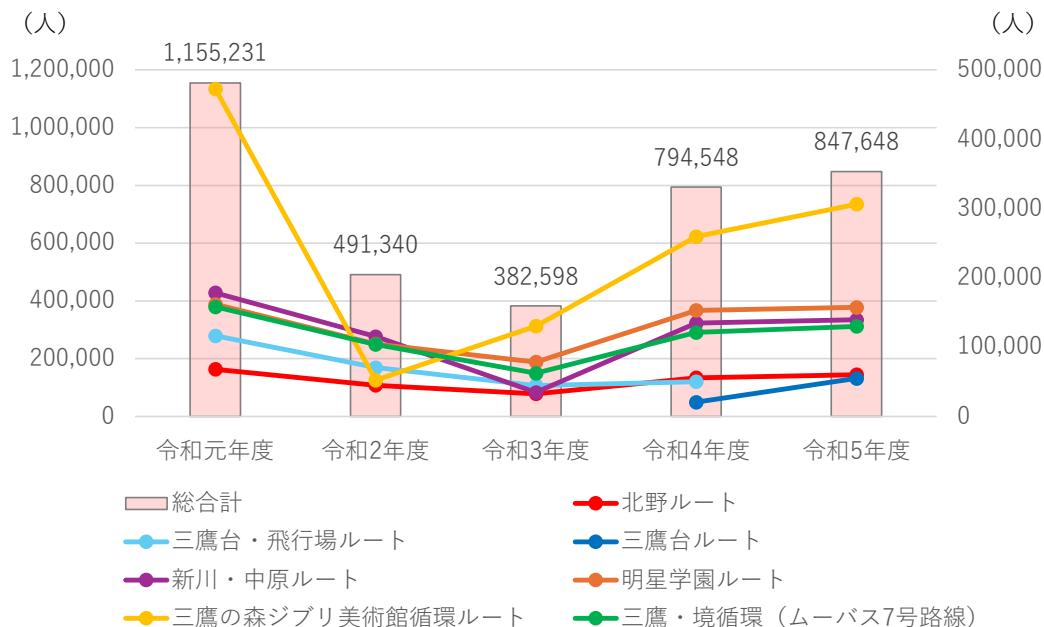


図 コミュニティバスの年間利用者数の推移

④AIデマンド交通

AIデマンド交通（西部エリア）の利用者数は、導入以降、利用者数・乗合率が増加傾向にあり、効率的で利便性の高い交通として、地域に定着しつつあります。

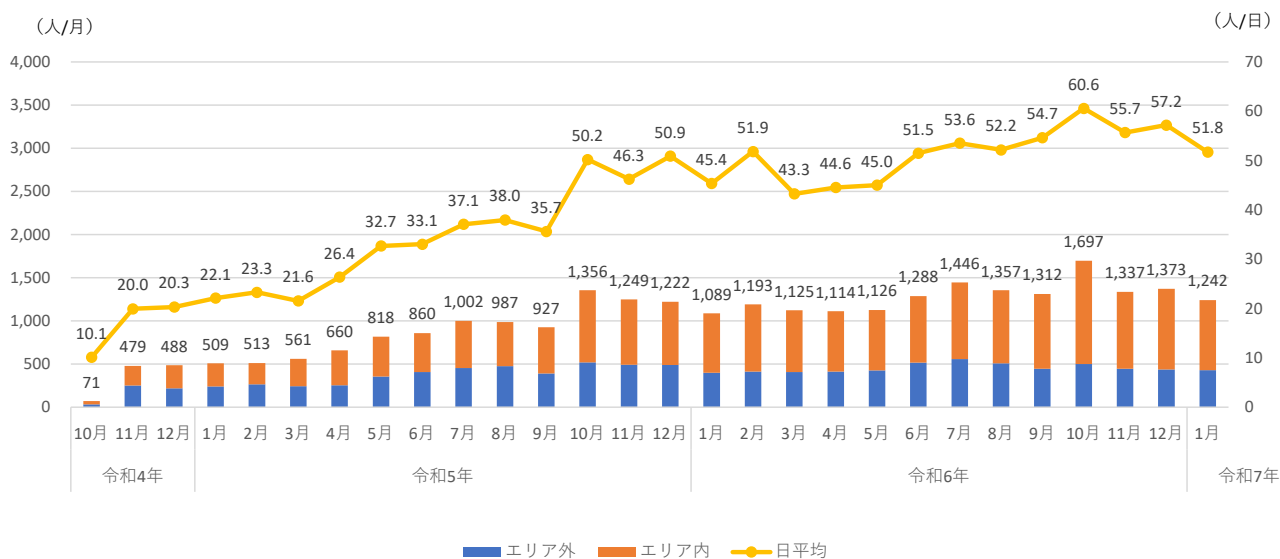


図 利用者数の推移（R4/10/24～R7/1/31）

2-3 自転車交通の現状

<市の自転車利用環境の現状>

■三鷹市の道路

- ・令和 5 年度時点の三鷹市の道路状況を見ると、幹線道路となる都道は約 27.8km、市道約 267.2kmが整備されています。
- ・市道の幅員構成を見ると、13m 以上の広幅員道路は全体の約 2%にとどまる一方、5.5m 以下の幅員の道路が全体の 7 割以上を占めている状況です。

表 道路延長及び市道幅員構成

道路区分	延長(m)	市道幅員構成比
都道	27,884	—
市道	267,254	100.0%
幅員構成	13m以上	2.1%
	9～13m	4.8%
	7.5～9m	4.9%
	5.5～7.5m	16.2%
	4～5.5m	57.7%
	3.5～4m	10.4%
	2.5m～3.5m	3.3%
	2.5m以下	0.6%

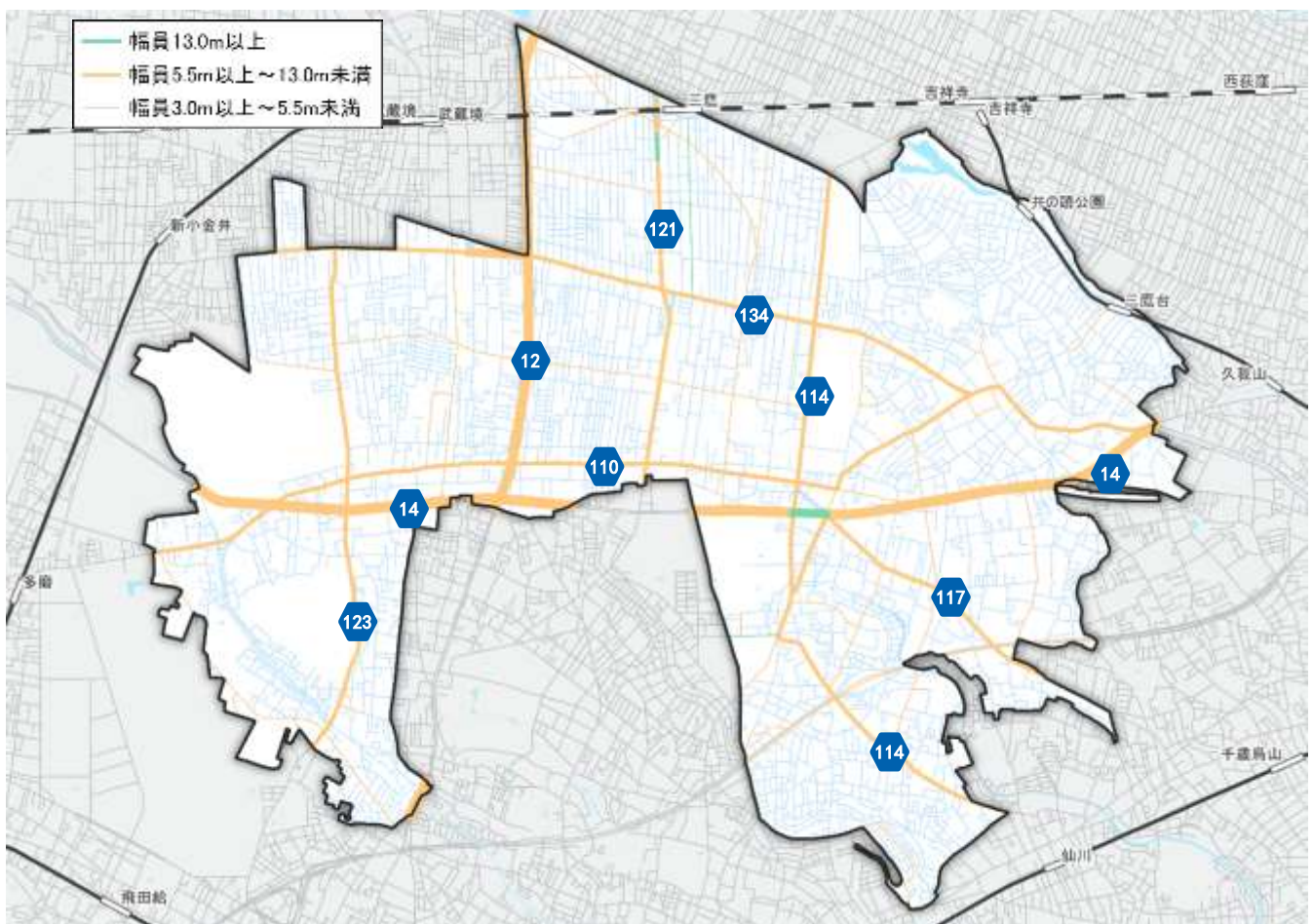


図 三鷹市内道路の幅員状況

■自転車走行空間の整備状況

●都が設定している自転車ネットワーク

・都内で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間の確保を目指し、2040 年代に向けた自転車通行空間の将来像（自転車ネットワーク）等を設定した「東京都自転車通行空間整備推進計画（R3.5）」において、市内では、都道 12 号・14 号・114 号・121 号・123 号・134 号といった路線が自転車ネットワークとして位置付けられています。

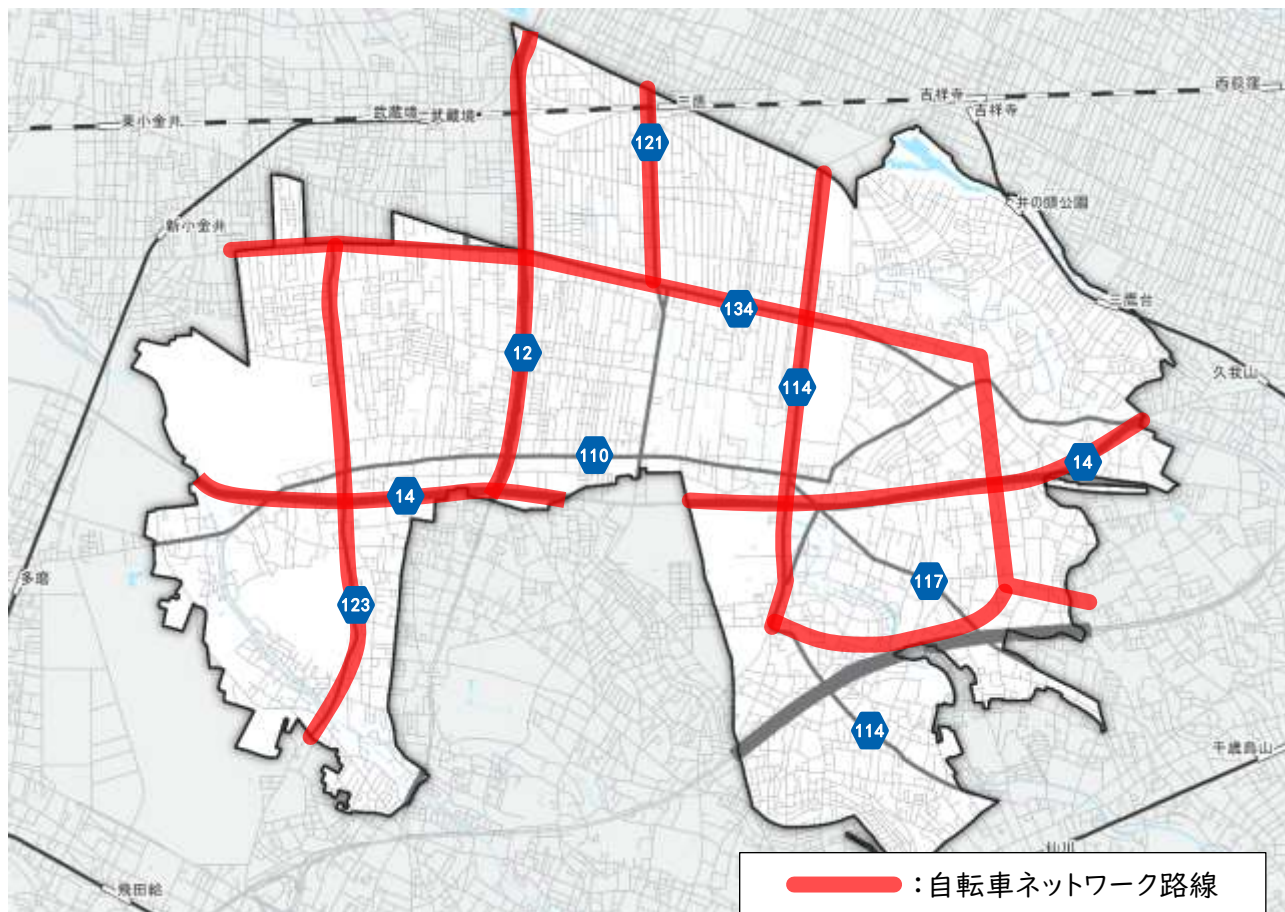


図 都が設定する将来的な自転車ネットワーク（三鷹市内路線）

●自転車走行空間の整備状況

- ・市内の自転車走行空間の整備状況を見ると、都道12号や都道14号では『分離式の自転車・歩行者道』、その他の路線については『自転車ナビマーク(矢羽根型路面標示)』を中心に整備されている状況です。
- ・市道においては、かえで通りや大沢グラウンド通りなど幅員が確保されている路線の一部で『自転車道』や『自転車専用通行帯』が整備されており、三鷹駅周辺の一部の路線等では『自転車ナビマーク(矢羽根型路面標示)』による通行区分の明確化が図られています。
- ・但し、多くの市道では、道路幅員が狭あいとなっている等の要因から未整備となっています。

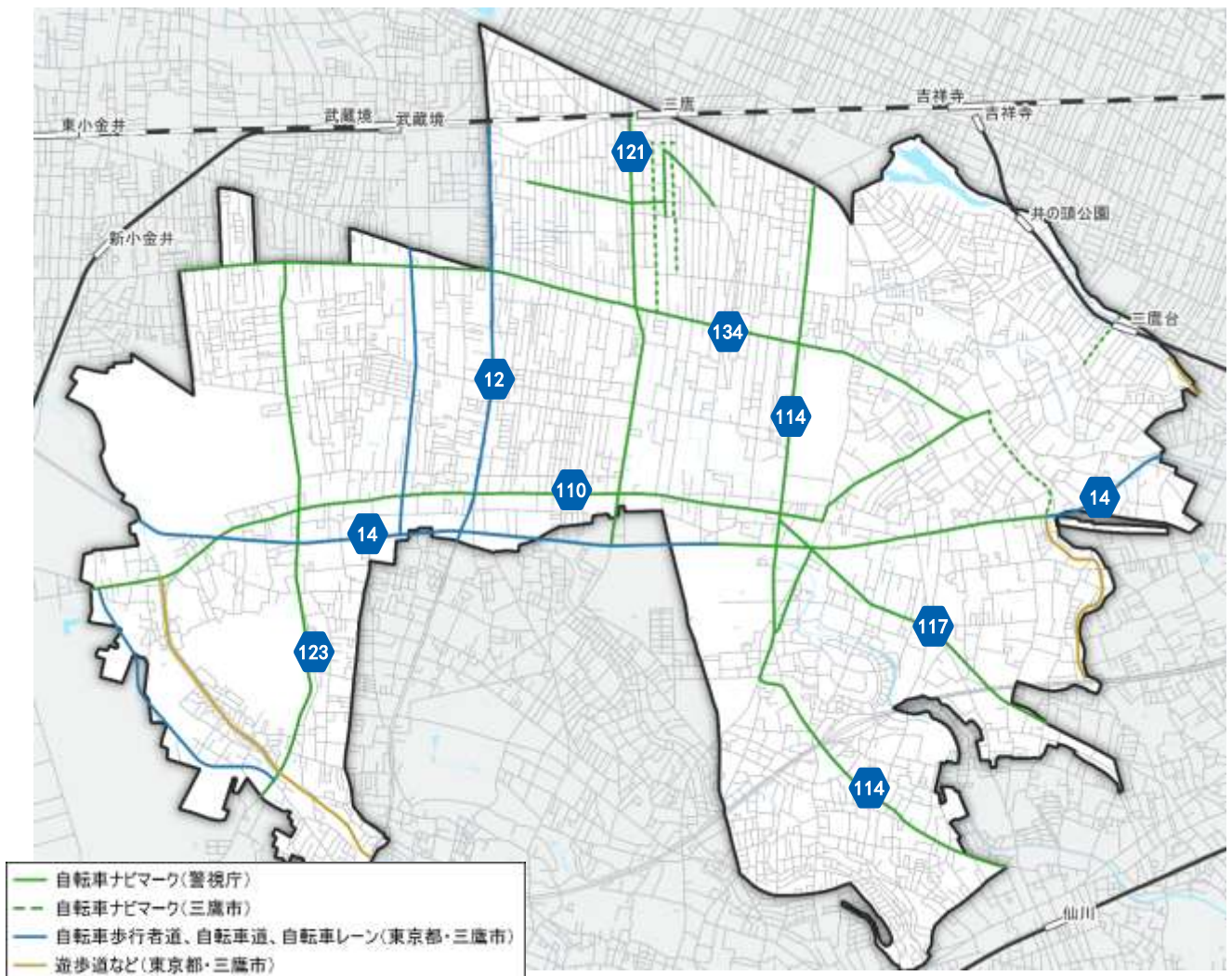


図 自転車走行空間整備状況



<自転車走行空間の整備による効果:かえで通り>

- ・市では、「自転車通行環境に関するモデル地区（国土交通省・警察庁）」として、平成 21 年度までにかえで通りに自転車道を整備しました。
- ・自転車道の整備により、歩行者と自転車それぞれの通行区分が適切に分離され、また、かえで通りを通行する自転車利用者や歩行者からの高い評価を得られているなど、自転車はもとより歩行者や自動車など道路利用者全体の安全・安心な移動に繋がっています。

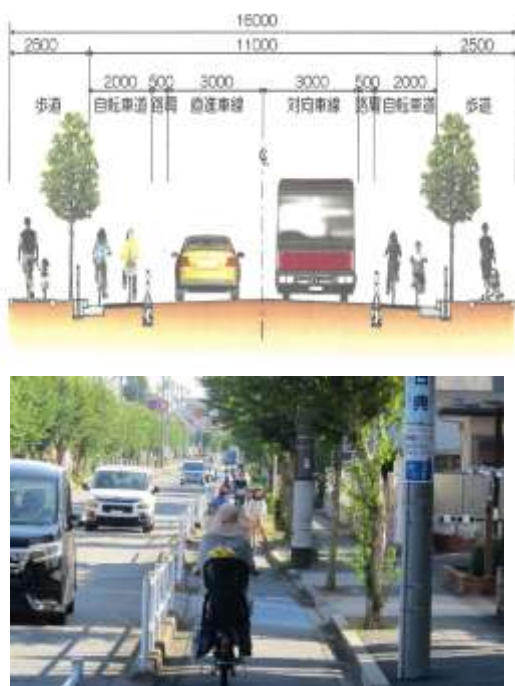


図 かえで通りの整備形態

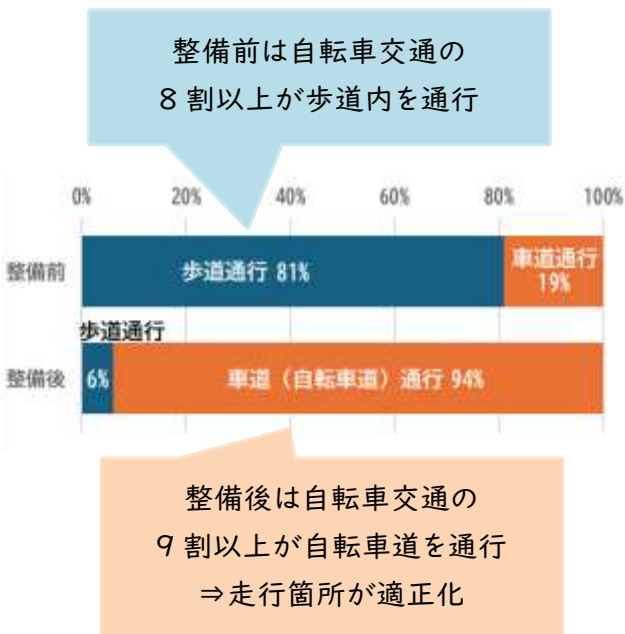


図 整備前後の自転車の走行箇所

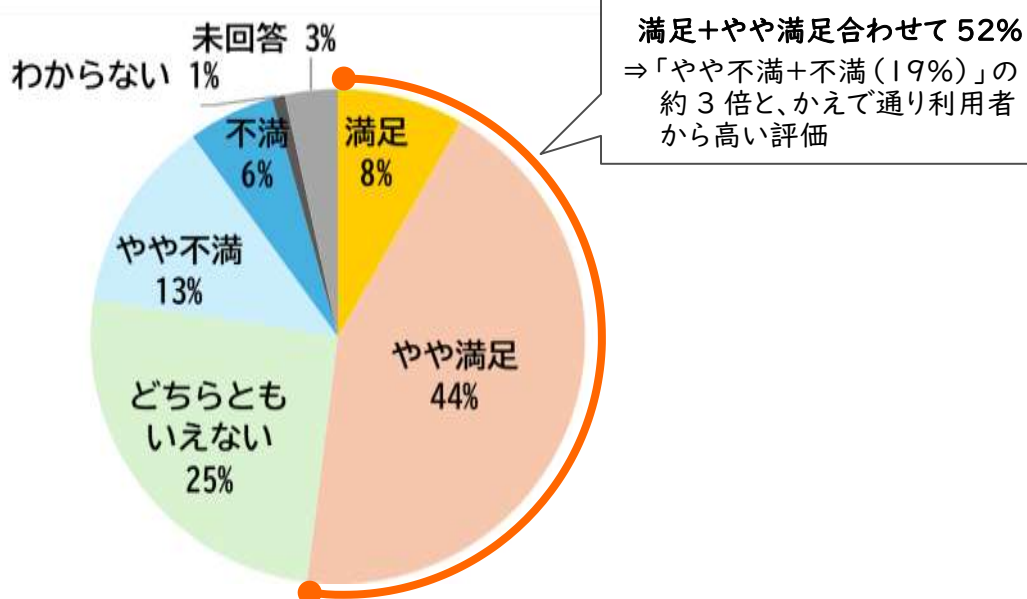


図 自転車利用者・歩行者のかえで通り利用時の満足度評価

●自転車交通量の現状

- ・令和 5 年度の自転車利用状況については、市役所前交差点や野崎八幡交差点、山中交差点にて 6,000 台/12h を上回る自転車交通が見られるなど、自転車の利用が多い状況です。
- ・平成 28 年における自転車交通量と比較すると、八幡前交差点や山中交差点等 5 か所で 4 割以上増加しているなど、すべての箇所では自転車交通量が増加、自転車需要の高まりが伺える状況です。

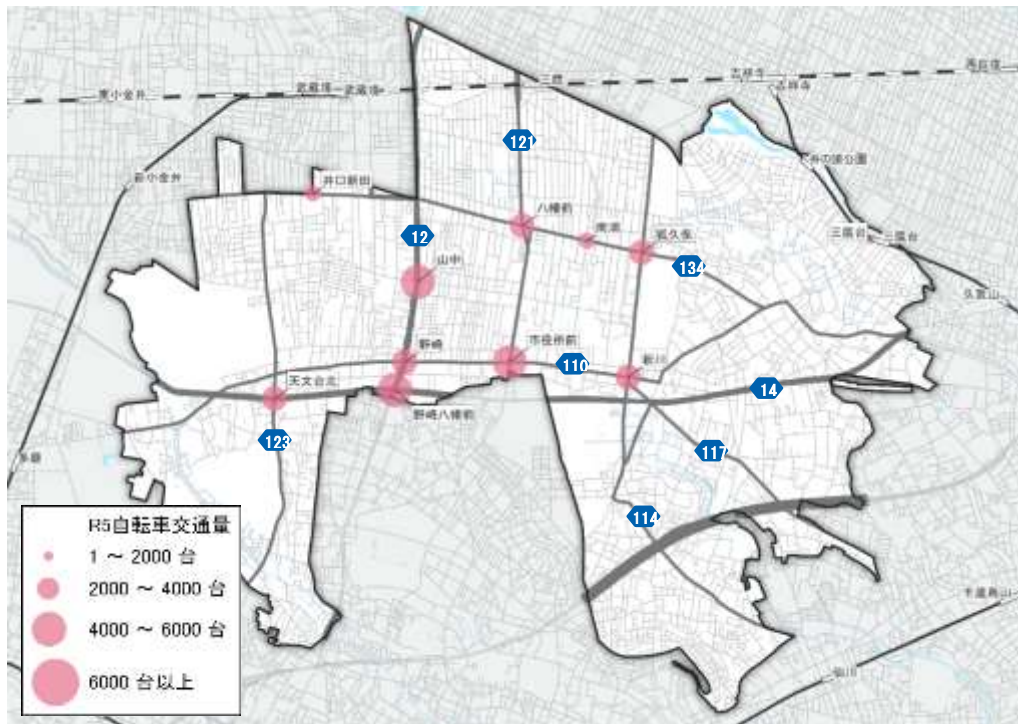


図 市内における自転車交通量(R5)

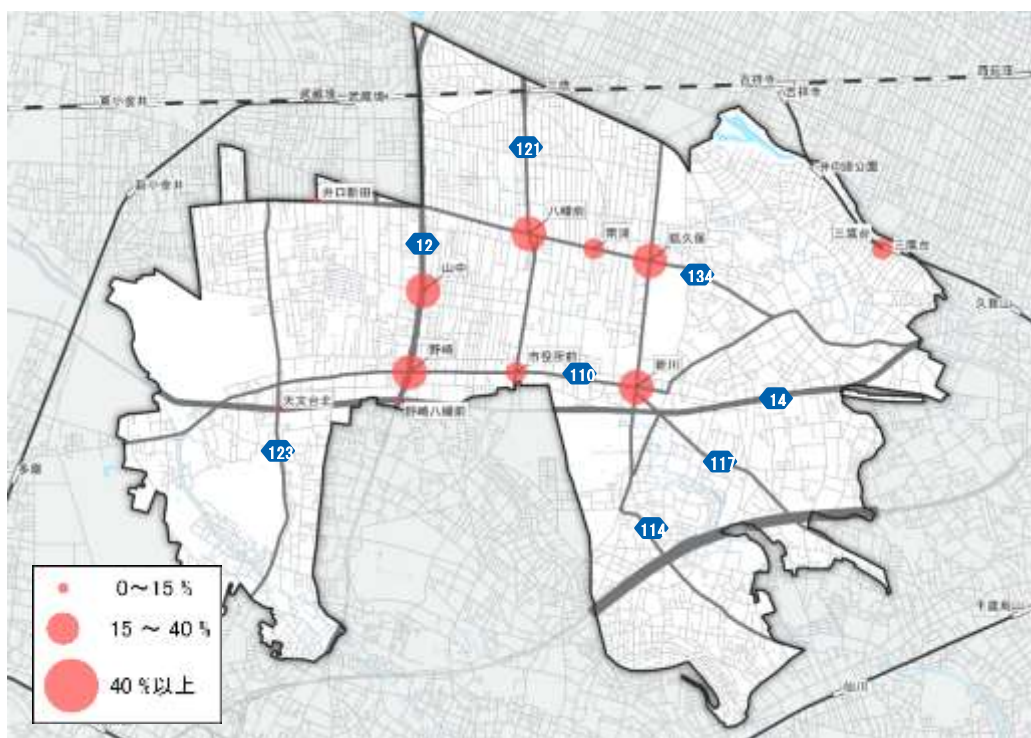


図 市内における自転車交通量の推移（H28とR5の比較）

資料：令和 5 年度・平成 28 年度 自転車等交通量調査業務

■駐輪場の整備状況

●現状の駐輪場整備状況

- ・三鷹駅をはじめ三鷹台駅、井の頭公園駅、つつじヶ丘駅周辺を中心に市立駐輪場を整備しており、定期利用駐輪場約 6,500 台、一時利用駐輪場約 2,200 台、無料駐輪場約 800 台など、合計で約 10,000 台（民間駐輪場含む）の駐輪スペースを確保しています。

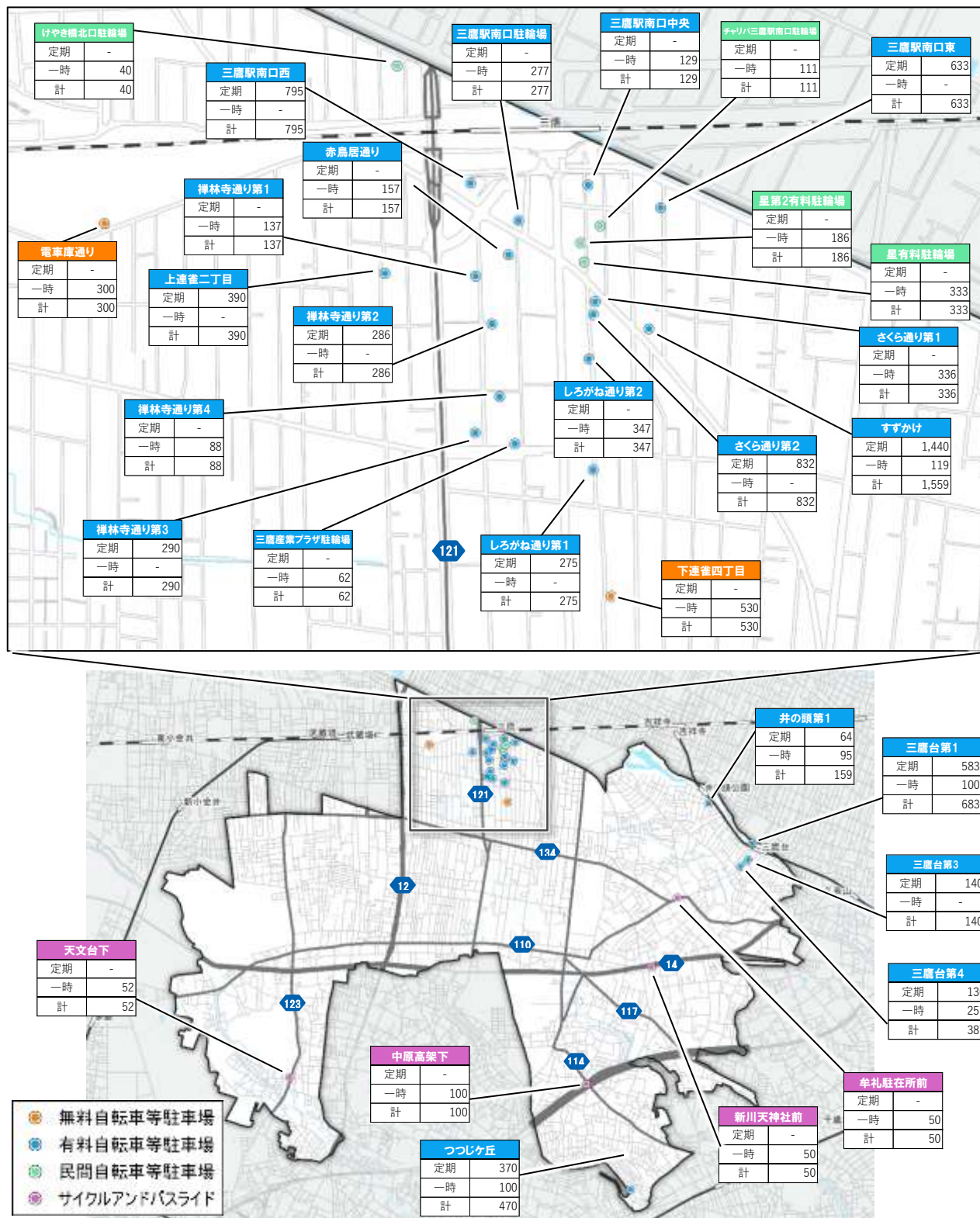


図 市内における駐輪場一覧

資料: 令和6年度版 事業の概要

●駐輪場の利用状況

- ・三鷹市の駐輪場の利用状況を見ると、一時利用者数については利用者数が増加傾向にあり、利用率については100%を上回るなど需要が拡大している状況です。
- ・また、定期利用を見ると、三鷹駅に近接する駐輪場の稼働が高い一方で三鷹駅から距離のある駐輪場やその他駅周辺の駐輪場の一部では稼働が低い状況にあるなど利用率は低下傾向にあり、一時利用と定期利用の需給バランスを図る必要があります。
- ・駐輪場に関する市民満足度調査結果をみると、寄せられた意見の約1割が電動自転車やチャイルドシート付自転車に対する意見となっており、普及が進むこれら大型自転車への対応が求められています。

(百台/年)

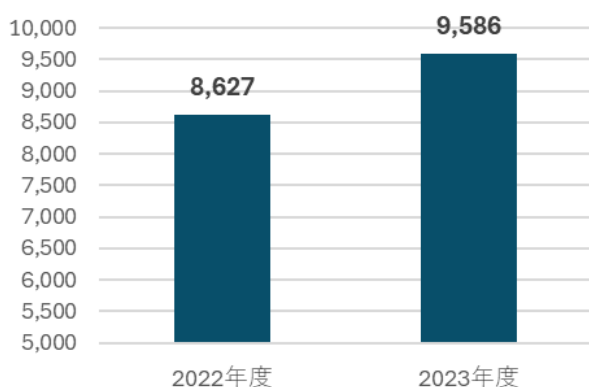


図 駐輪場一時利用者数推移

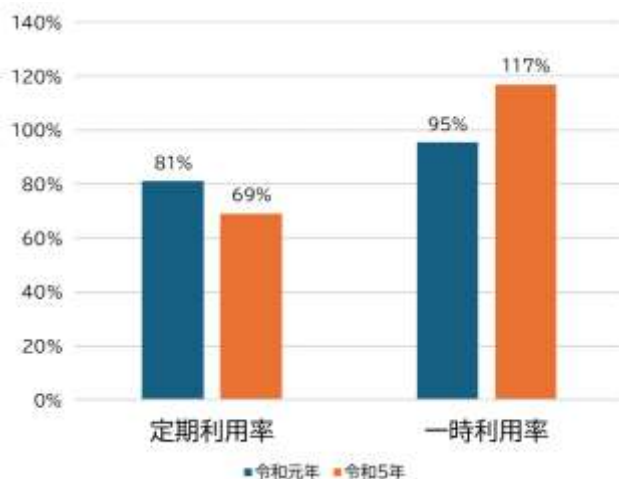


図 駐輪場の利用率の推移

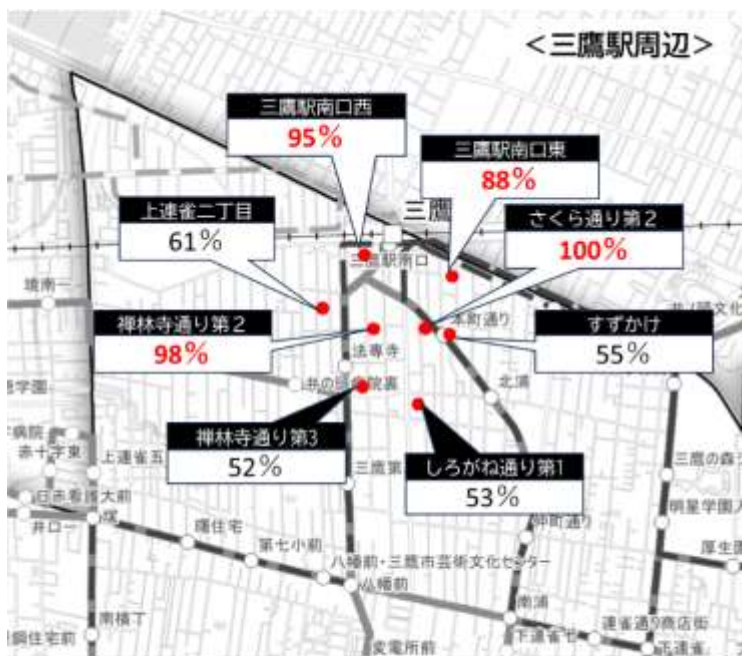


図 駐輪場の定期利用契約率(2023年度)

- ・放置自転車の撤去台数の推移をみると、年々減少傾向にあるものの、いまだに 1,000 台近くの放置自転車が見られる状況となっており、引き続き対応が求められている状況です。
- ・なお、自転車による利用が想定される一定規模以上の民間施設については、「三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例」の中で、駐輪場の附置を義務づけ、民間事業者と連携して駐輪環境の充実化を図っています。

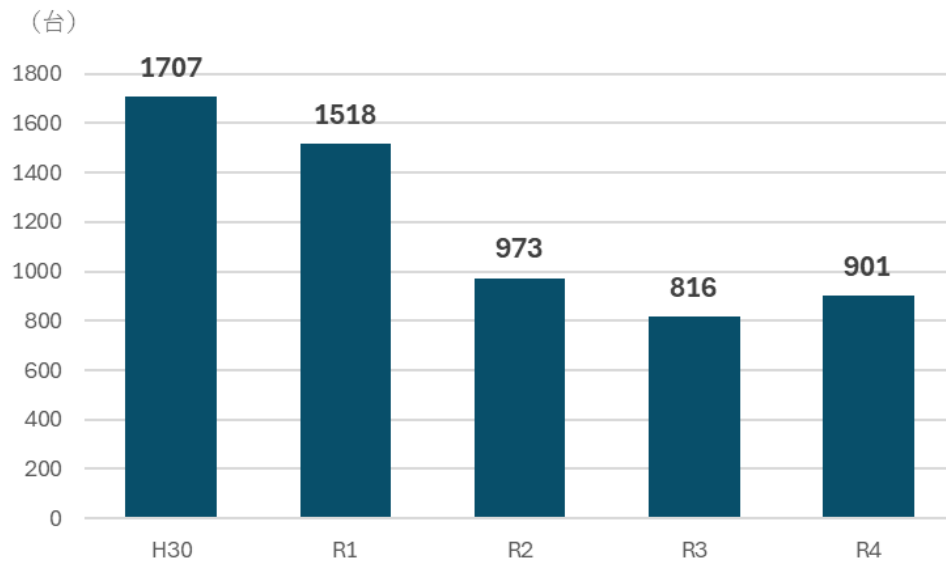


図 放置自転車数の撤去台数の推移

■交通安全対策の実施状況

●市内における自転車関連事故発生状況

■自転車関与事故の低減

- ・市内の交通事故件数は年々減少傾向で推移していく中、自転車事故件数は横ばい傾向で推移、その結果、R5 年度では自転車の関与する事故が半数以上を占める状況となっており、安全性の高い交通環境の実現に向けた取組が必要と考えられます。
- ・市内の交通事故発生箇所を見ると、幹線道路はもとより生活道路においても事故が発生している状況です。

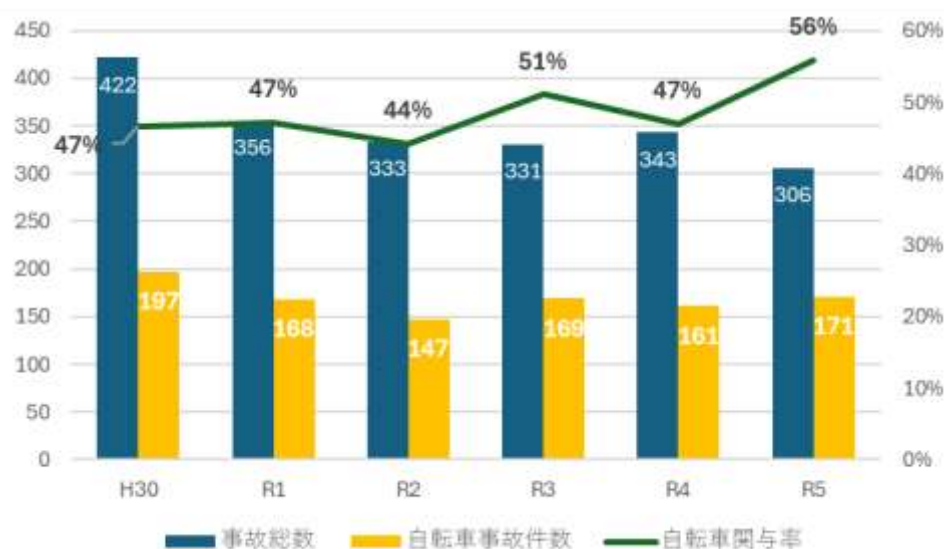


図 市内(三鷹署)における自転車事故件数及び自転車関与率

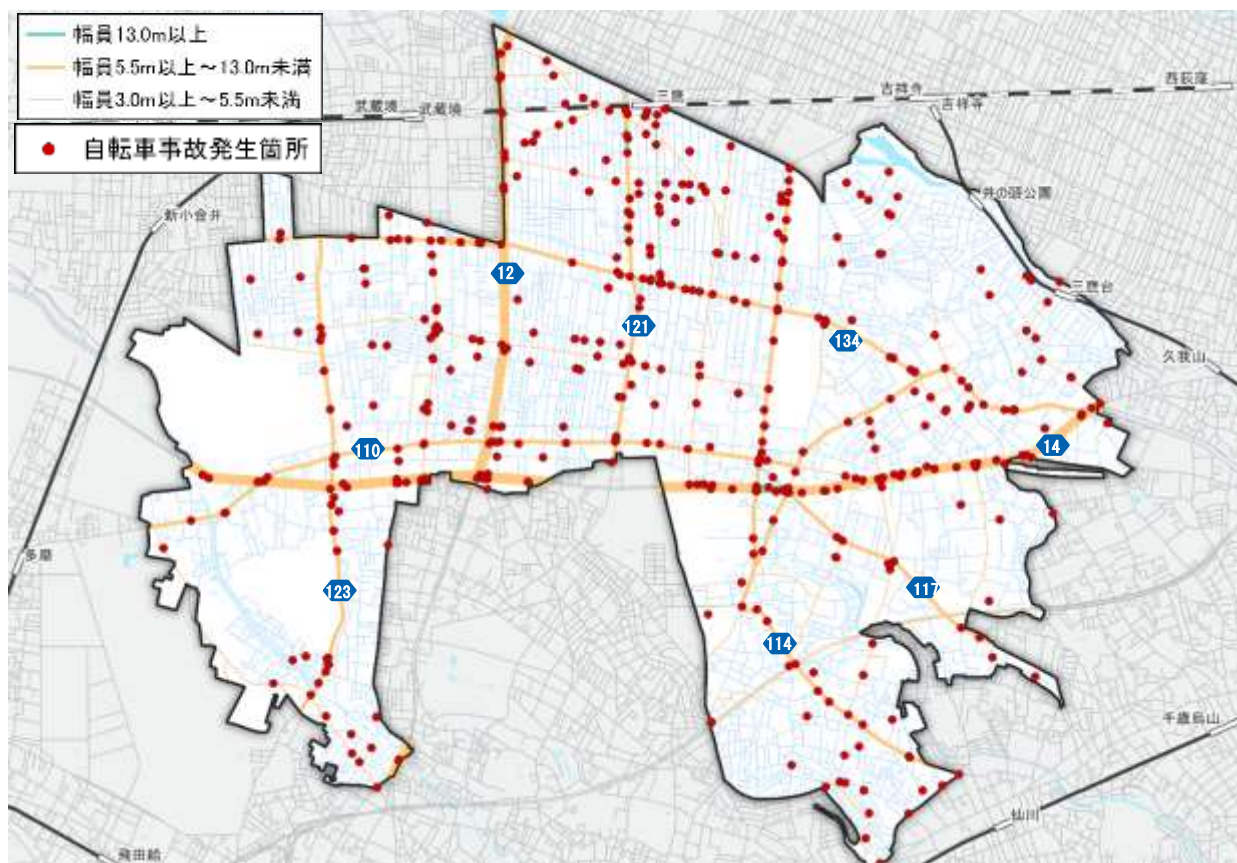


図 市内における自転車関連事故発生箇所(R1～R4)

■自転車等の交通安全教育

- ・市内 15 校の市立小学校に「交通安全対策地区委員会」を設置しており、地域の交通安全を進めるため、約 750 人のボランティア委員が地域組織活動団体として、市をはじめ、地域や学校等関係機関と連携して、交通安全見守り活動や自転車教室等の取組を実施しています。
- ・関係機関と連携し、交通ルール遵守と安全運転マナー向上を目的に自転車安全講習会を年間 6 回開催し、自転車安全学習アプリ「輪トレ」を活用した安全教育を実施するとともに、受講者への自転車安全運転証交付や定期利用駐輪場優先権付与等、受講者増加に向けた取組を実施しています。
- ・また、上連雀交通公園では通年にわたり交通安全教育を実施しているなど、令和 5 年度では約 3.7 万人以上に対して交通安全教育を実施しています。
- ・さらに、交通安全に関して、広報車両（カナリア号）による市内広報活動や、広報や関係機関と連携した情報発信を定期的に実施しています。

表 市で実施している交通安全教育と参加人数（R5 年度）

		学校等数	実施回数	参加人数・利用者数
交通安全教育	小学生歩行練習	15	15	2,455
	自転車教室	15	15	2,081
	保育園	31	92	4,248
	幼稚園	15	32	3,587
	計			12,371 人
交通公園	上連雀交通公園	—	—	24,895 人
合 計		76	154	37,266 人



図 安全教室実施状況



図 広報みたかによる安全情報発信

■三鷹駅周辺における自転車利用環境

・三鷹駅周辺は、都における自転車活用推進に向けた取組として、『自転車活用推進重点地区（「吉祥寺・三鷹・武蔵境地区」先行的に取り組む地区として当地区を含む3箇所が選定）』に位置付けられており、都や武蔵野市、関係機関等と連携した自転車ネットワークの形成や自転車安全対策の強化等の取組を推進しています。

<自転車活用推進重点地区の目的>

自転車通勤や自転車観光、安全・安心な自転車利用など、各地区に適した様々な施策をパッケージ化することで、より良い自転車利用環境の創出につなげることを目的とし、自転車活用推進の重点地区を選定

<自転車活用推進重点地区の設定>

都内で自転車活用推進重点地区について、①新宿地区、②吉祥寺・三鷹・武蔵境地区、③晴海・豊洲・有明等地区の3地区選定

<吉祥寺・三鷹・武蔵境地区における取組>

駅周辺に連続的に広がる住宅地や駅前の業務・商業地を含めて、駅や商店街、通学路等の安全点検や路上駐車対策、自転車通行空間の整備等、まちづくりと連携した取組を実施し、安全・安心な自転車利用環境の実現を目指す。

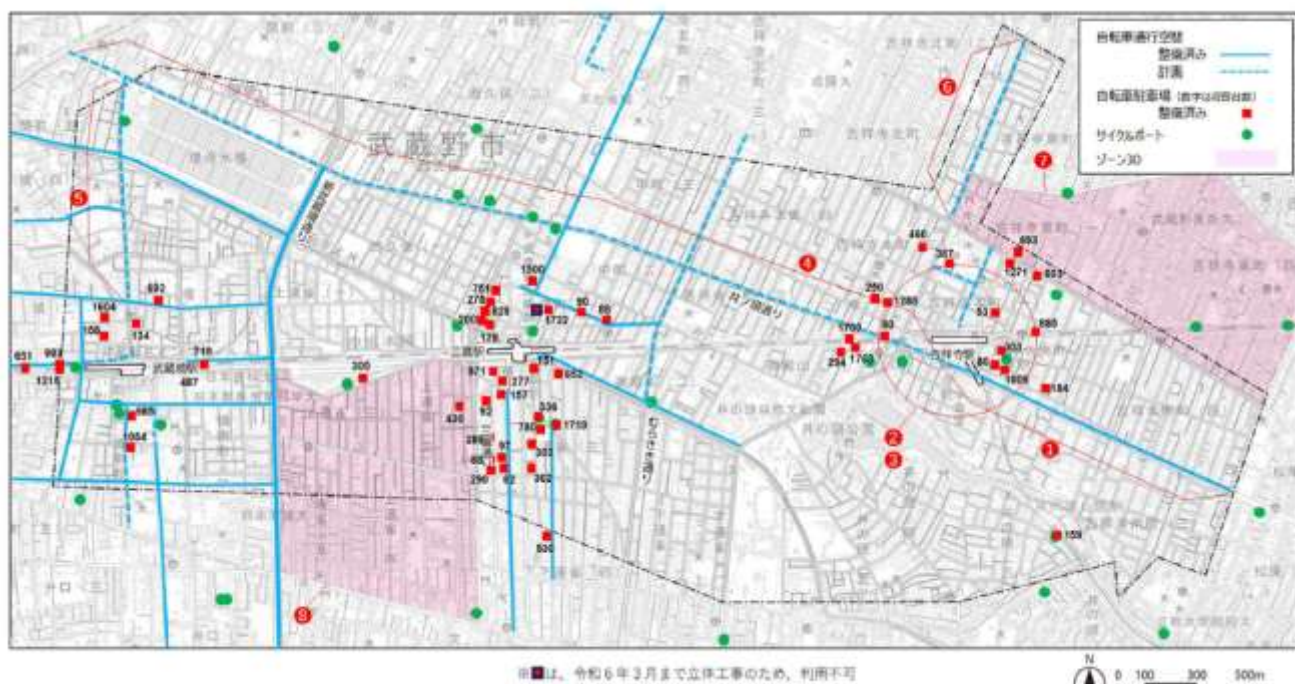


図 吉祥寺・三鷹・武蔵境地区の整備計画(R6.3 時点)

■シェアサイクルの展開

- ・市民はもとより市外からの来訪者の自転車利用促進や自転車利用環境の構築に向け、令和 4 年 5 月に OpenStreet 株式会社とシェアサイクル事業に関する協定を締結、令和6年 4 月時点で市内32箇所にサイクルポートが設置されています。
- ・シェアサイクルの利用状況は増加傾向で推移し、令和6年 7 月時点では1日当たり約 500 回の利用が見られる状況です。

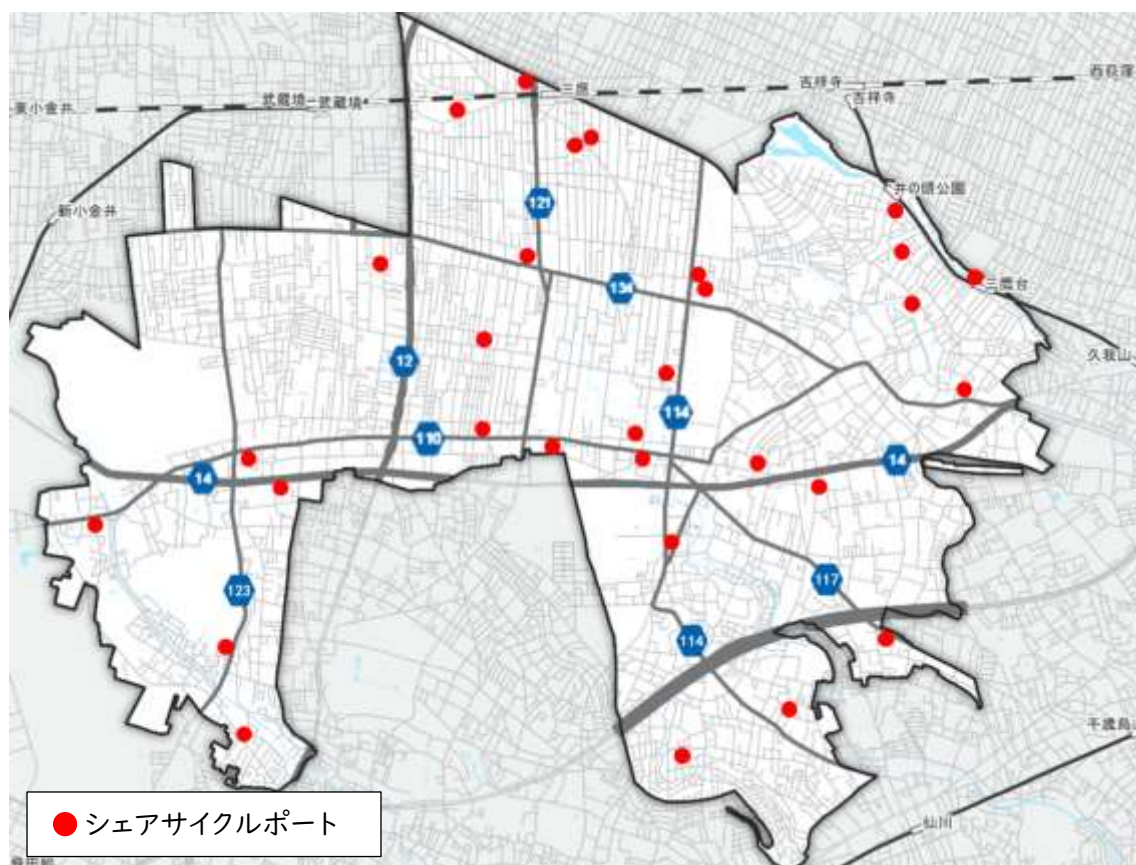


図 市内におけるシェアサイクルポート設置状況



図 シェアサイクルの利用状況 (R5.8~R6.7)

2-4 自転車走行空間の安全性確保

<自転車ネットワーク路線の選定>

- ・安全で快適な自転車利用環境の構築に向け、自転車走行空間ネットワークの形成を進めていきます。
- ・ネットワークについては、市内外や主要拠点を連絡する「幹線ネットワーク路線」、幹線ネットワーク路線と地域を連絡する「支線ネットワーク」それぞれ設定します。
- ・各ネットワークについては、前項にて整理した都の自転車ネットワークや都市計画道路の整備計画、施設分布状況、現状の自転車走行空間整備状況、自転車利用状況等を勘案し、下図の通り設定します。

表 自転車ネットワーク設定の考え方

	役割・機能	対象となる主な路線
幹線ネットワーク	市の骨格的な道路網を形成する、市内外の移動など広域的なアクセスや駅周辺など主要拠点へのアクセスを担う道路	・東京都自転車通行空間整備推進計画にて「自転車ネットワーク」に位置付けられた路線 ・都市計画道路（都施行）
支線ネットワーク	幹線ネットワークを補完し、地域から幹線道路へのアクセスを担うとともに、地域内の円滑な移動を担う道路	・「自転車ネットワーク」以外の都道 ・都市計画道路（市施行）

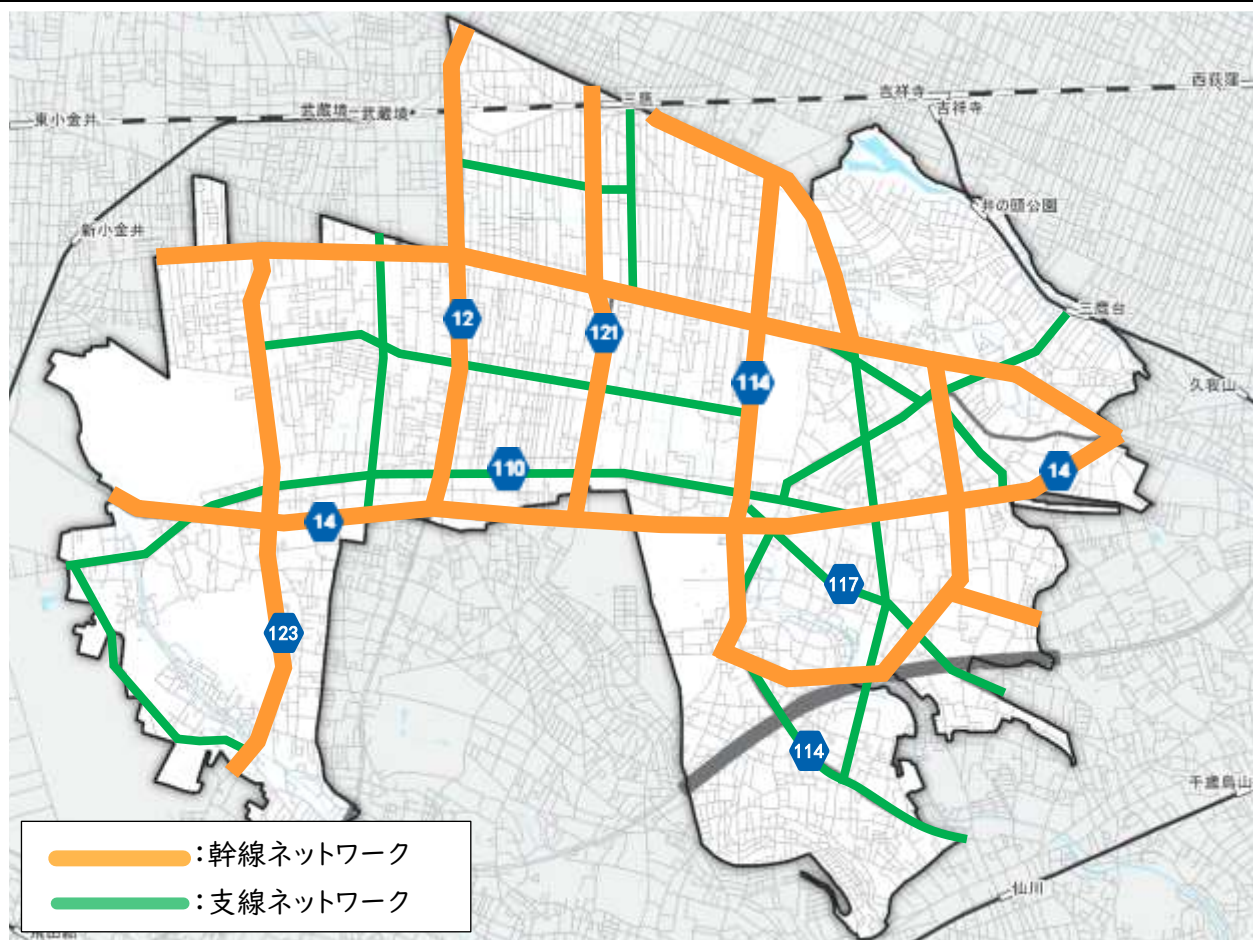


図 自転車走行空間ネットワークの設定

<整備形態の設定>

- ・自転車ネットワーク路線における整備形態については「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和 6 年 6 月、国土交通省道路局・警察庁交通局：以下「ガイドライン」と記載）を基本に整備します。
- ・整備形態については、自動車の規制速度と自動車交通量を勘案し「①自転車道」、「②普通自転車専用通行帯」、「③車道混在（法定外表示含む）」について、道路幅員を基に、以下の選定フローを基本に設定の上自転車走行空間を整備します。

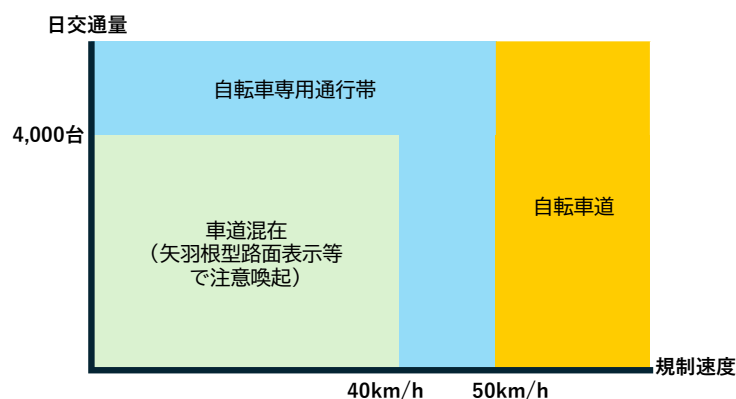


図 交通状況を踏まえた整備形態の選定（完成形態）の考え方

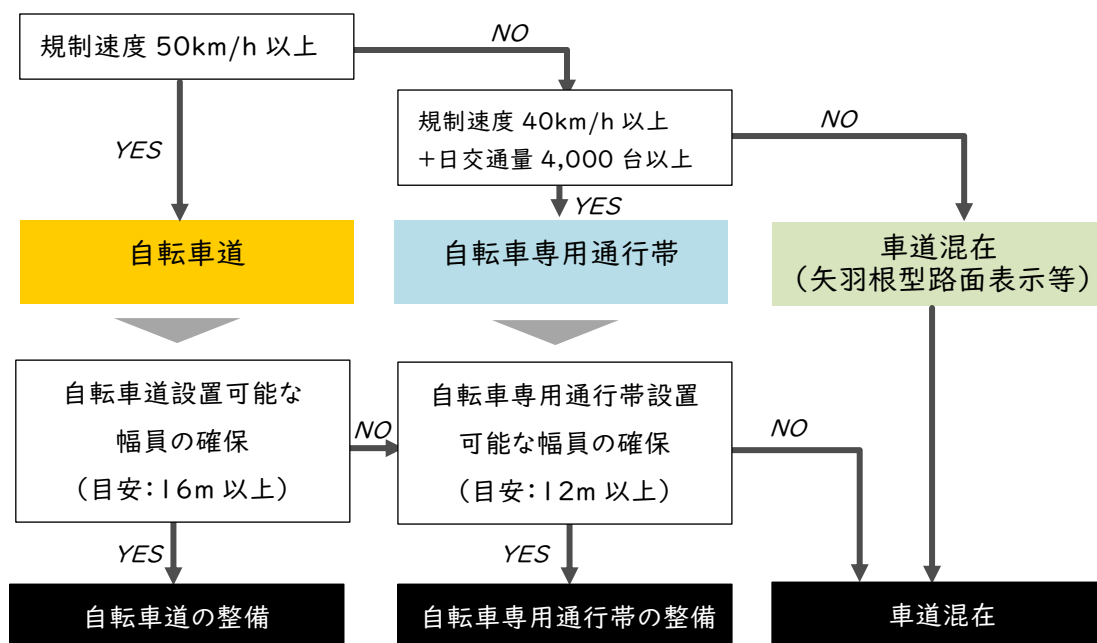


図 自転車走行空間の整備手法選定フロー

※留意点

- ・上記選定フローに基づく整備形態を基本としつつ、最終的な整備形態については、路線ごとに関係機関（警視庁等）との調整のうえ決定をします。
- ・市管理路線の最終的な整備方法については、ガイドラインで示された自転車走行空間の設計を基本としつつ、幅員など実情に応じ設置可能な方法にて整備します。

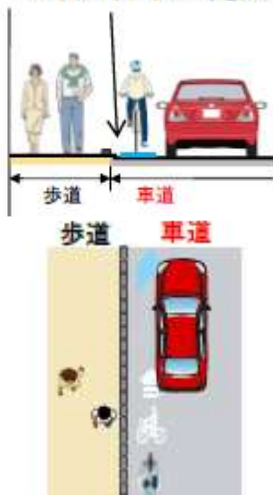
表 各整備形態の整備イメージ(ガイドラインより)

整備形態	整備イメージ
自転車道	自転車と自動車を構造物により分離した自転車専用の走行空間  歩道 自転車道 (自動車の) 車道 歩道 自転車道 三鷹市内整備事例: 都道 12 号
自転車専用通行帯	車道内で自転車と自動車の通行帯を視覚的に分離した走行空間  歩道 自転車 他の通行帯 車道 自転車専用通行帯 三鷹市内整備事例: 大沢グラウンド通り

車道混在

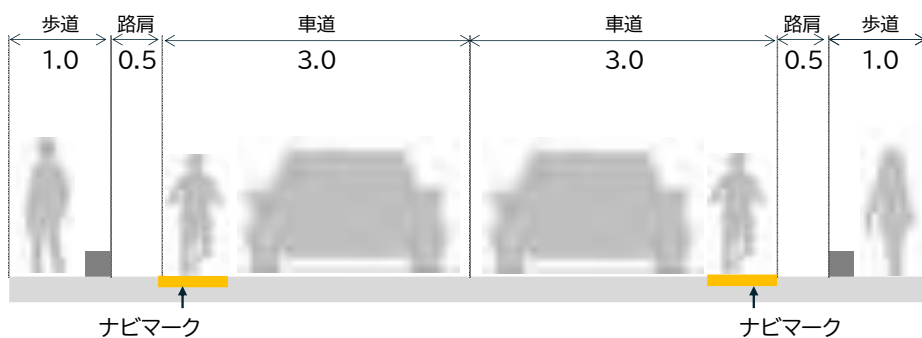
車道左側にナビラインやナビマークを設置し自転車と自動車を混在通行とする走行空間

矢羽根型路面表示等を設置



三鷹市内整備事例:三鷹通り(都道121号)

<断面構成例>



<優先整備路線の選定>

- ・設定した自転車ネットワーク路線の内、市管理路線については、現状の道路整備計画と連携しつつ、以下の路線（整備合計約 4km）を優先的に整備します。

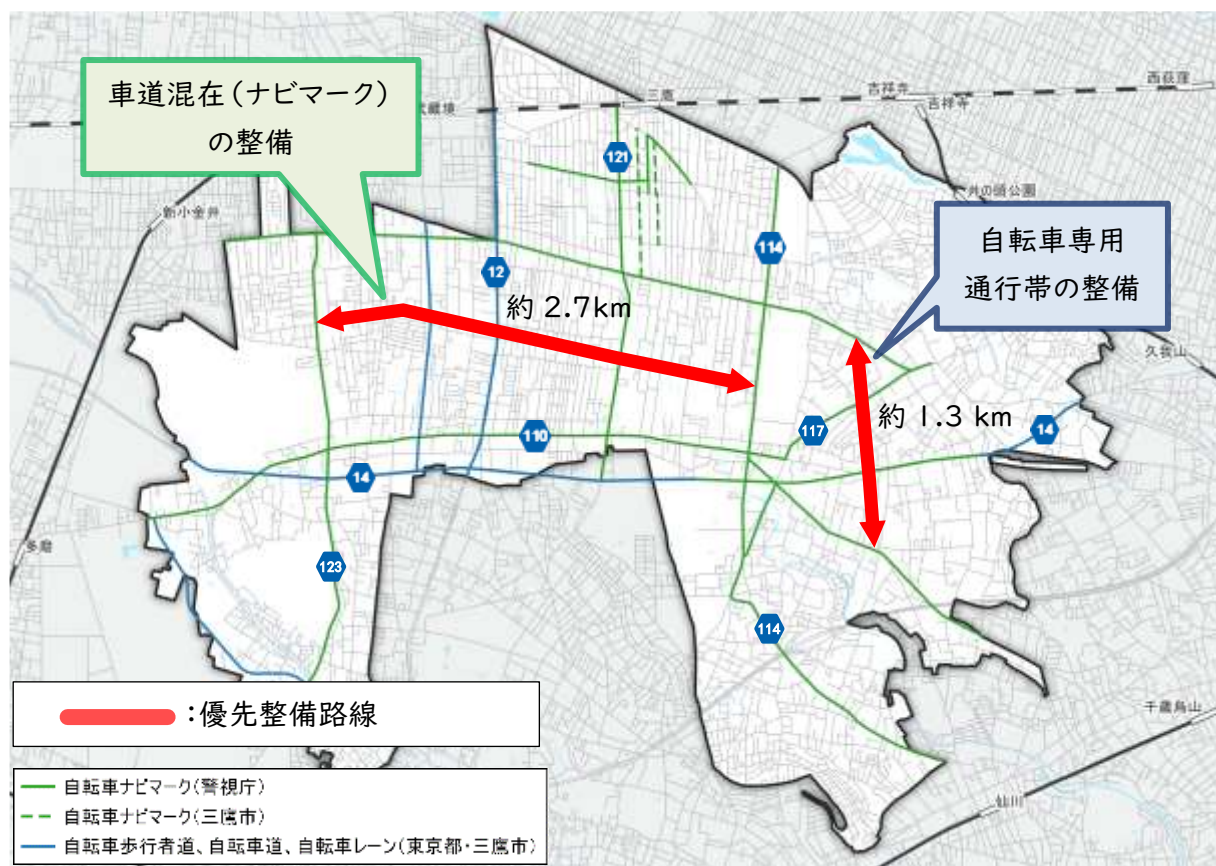


図 優先整備路線（市管理路線）の設定

<生活道路の安全対策>

- ・自転車ネットワークに設定されていない路線について、安全性の確保など空間整備が必要となった場合、幅員が十分に確保されている区間については、自転車ネットワークと同様の整備を進めていきます（整備形態は自転車走行空間の整備手法選定フローに基づき選定）。
- ・生活道路など幅員が十分に確保されていない区間については、交通事故多発区間を中心に、道路幅員を踏まえ「交差点鉾による視認性向上」や、「交差点付近のカラー化」、「交差点における自転車ストップマークの設置」など実施可能な対策を図ることにより、安全性を確保するとともに、地域内から自転車ネットワークまでの安全・安心なアクセスを確保します。



図 三鷹市における安全対策実施事例

